

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由												
6	2 指定地方行政機関 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>近畿地方整備局</td><td>(略) (4) 指定河川の洪水予<u>警</u>報及び水防警報の発表及び伝達に関すること (略)</td></tr></table>	(略)	(略)	近畿地方整備局	(略) (4) 指定河川の洪水予 <u>警</u> 報及び水防警報の発表及び伝達に関すること (略)	2 指定地方行政機関 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>近畿地方整備局</td><td>(略) (4) 指定河川の洪水予 <u>(削除)</u> 報及び水防警報の発表及び伝達に関すること (略)</td></tr></table>	(略)	(略)	近畿地方整備局	(略) (4) 指定河川の洪水予 <u>(削除)</u> 報及び水防警報の発表及び伝達に関すること (略)	・字句修正				
(略)	(略)														
近畿地方整備局	(略) (4) 指定河川の洪水予 <u>警</u> 報及び水防警報の発表及び伝達に関すること (略)														
(略)	(略)														
近畿地方整備局	(略) (4) 指定河川の洪水予 <u>(削除)</u> 報及び水防警報の発表及び伝達に関すること (略)														
8	6 指定公共機関等 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>日本通運株式会社 京都支店</td><td>(1) 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送<u>の協力</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)	(略)	日本通運株式会社 京都支店	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送 <u>の協力</u>	(略)	(略)	6 指定公共機関等 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>日本通運株式会社 京都支店</td><td>(1) 災害時における貨物自動車による救助物資 <u>(削除)</u> の輸送 <u>(削除)</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)	(略)	日本通運株式会社 京都支店	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資 <u>(削除)</u> の輸送 <u>(削除)</u>	(略)	(略)	・取組に即した文言修正
(略)	(略)														
日本通運株式会社 京都支店	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送 <u>の協力</u>														
(略)	(略)														
(略)	(略)														
日本通運株式会社 京都支店	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資 <u>(削除)</u> の輸送 <u>(削除)</u>														
(略)	(略)														
10	<u>8 雪害対策本部</u> <u>積雪が30センチメートル以上となり、なお降雪が続くか又は大雪のおそれが予想され、道路交通に支障が生じたときは、雪害対策に万全を期するため、それぞれの区を単位として区役所、土木事務所、教育委員会等の関係機関で構成する「〇〇区雪害対策本部」を設置し、道路除雪のほか、災害の未然防止に必要な対策を実施する。ただし、著しい豪雪のため、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、「京都市災害対策本部」を設置し、必要な対策を実施する。</u> <u>9</u> 市民、事業所等 (略)	<u>(削除)</u> <u>8</u> 市民、事業所等 (略)	・京都市災害対策本部運用の変更に伴う削除												

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																																																																																																																																																																																										
15	(1) 人口分布 (略) イ 昼間人口の分布 京都市の昼間人口は約 <u>160</u> 万人（平成 <u>22</u> 年国勢調査）で、当時の人口の約 <u>147</u> 万人に対し約 13 万人上回っており、市外から市内へ通勤・通学などの理由で約 <u>23</u> 万人が流入している。 (略) エ 観光客の分布 京都市の考慮すべき人口等の特性として、観光客による人口の増加がある。観光客の多くは、市内の避難施設等の地理に不案内であると考えられ、適切な情報提供や避難誘導などの必要がある。また、昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に、「帰宅困難」となる可能性が高い。平成 <u>28</u> 年中に京都市を訪れた観光客は <u>5,522</u> 万人で一日平均すると約 15 万人となり、そのうち約 <u>26</u>%が市内への宿泊客である。 (略) (京都市の人口・建物分布状況) <table><tr><th></th><th>世帯数</th><th>人 口</th><th>老 年 人口比 (%)</th><th>年 少 人口比 (%)</th><th>昼間人口</th><th>人口比 (%)</th><th>全 建 物 棟 数</th><th>木造 建物 比率 (%)</th></tr><tr><td>北 区</td><td>56,804</td><td>119,474</td><td>27.7</td><td>10.7</td><td><u>129,464</u></td><td><u>106.1</u></td><td>54,540</td><td>79.5</td></tr><tr><td>上京区</td><td>46,849</td><td>85,113</td><td>27.1</td><td>9.6</td><td><u>97,833</u></td><td><u>117.5</u></td><td>48,123</td><td>73.3</td></tr><tr><td>左京区</td><td>83,423</td><td>168,266</td><td>26.9</td><td>10.7</td><td><u>176,443</u></td><td><u>104.5</u></td><td>70,752</td><td>74.1</td></tr><tr><td>中京区</td><td>59,085</td><td>109,341</td><td>24.7</td><td>10.5</td><td><u>155,123</u></td><td><u>147.3</u></td><td>51,785</td><td>60.2</td></tr><tr><td>東山区</td><td>21,381</td><td>39,044</td><td>32.8</td><td>7.8</td><td><u>56,253</u></td><td><u>138.8</u></td><td>22,918</td><td>75.2</td></tr><tr><td>山科区</td><td>60,451</td><td>135,471</td><td>29.1</td><td>11.6</td><td><u>121,223</u></td><td><u>89.1</u></td><td>52,073</td><td>70.3</td></tr><tr><td>下京区</td><td>47,206</td><td>82,668</td><td>23.2</td><td>9.8</td><td><u>135,656</u></td><td><u>171.1</u></td><td>37,174</td><td>62.0</td></tr><tr><td>南 区</td><td>47,094</td><td>99,927</td><td>24.5</td><td>11.8</td><td><u>136,137</u></td><td><u>137.9</u></td><td>45,619</td><td>56.1</td></tr><tr><td>右京区</td><td>94,525</td><td>204,262</td><td>27.0</td><td>11.8</td><td><u>189,617</u></td><td><u>93.4</u></td><td>80,459</td><td>71.2</td></tr><tr><td>西京区</td><td>63,109</td><td>150,962</td><td>25.6</td><td>13.3</td><td><u>124,573</u></td><td><u>81.4</u></td><td>45,954</td><td>71.1</td></tr><tr><td>伏見区</td><td>125,947</td><td>280,655</td><td>26.7</td><td>12.1</td><td><u>276,715</u></td><td><u>97.4</u></td><td>91,946</td><td>58.8</td></tr><tr><td>合 計</td><td>705,874</td><td>1,475,183</td><td>26.7</td><td>11.3</td><td><u>1,599,037</u></td><td><u>108.5</u></td><td>601,343</td><td>67.8</td></tr></table> (注) 人口、世帯数、老年人口比、年少人口比は平成27年国勢調査、昼間人口及び人口比は平成<u>22</u>年国勢調査、建物は「京都市第3次地震被害想定」で作成したデータベースによる。 人口比＝昼間人口÷人口×100		世帯数	人 口	老 年 人口比 (%)	年 少 人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全 建 物 棟 数	木造 建物 比率 (%)	北 区	56,804	119,474	27.7	10.7	<u>129,464</u>	<u>106.1</u>	54,540	79.5	上京区	46,849	85,113	27.1	9.6	<u>97,833</u>	<u>117.5</u>	48,123	73.3	左京区	83,423	168,266	26.9	10.7	<u>176,443</u>	<u>104.5</u>	70,752	74.1	中京区	59,085	109,341	24.7	10.5	<u>155,123</u>	<u>147.3</u>	51,785	60.2	東山区	21,381	39,044	32.8	7.8	<u>56,253</u>	<u>138.8</u>	22,918	75.2	山科区	60,451	135,471	29.1	11.6	<u>121,223</u>	<u>89.1</u>	52,073	70.3	下京区	47,206	82,668	23.2	9.8	<u>135,656</u>	<u>171.1</u>	37,174	62.0	南 区	47,094	99,927	24.5	11.8	<u>136,137</u>	<u>137.9</u>	45,619	56.1	右京区	94,525	204,262	27.0	11.8	<u>189,617</u>	<u>93.4</u>	80,459	71.2	西京区	63,109	150,962	25.6	13.3	<u>124,573</u>	<u>81.4</u>	45,954	71.1	伏見区	125,947	280,655	26.7	12.1	<u>276,715</u>	<u>97.4</u>	91,946	58.8	合 計	705,874	1,475,183	26.7	11.3	<u>1,599,037</u>	<u>108.5</u>	601,343	67.8	(1) 人口分布 (略) イ 昼間人口の分布 京都市の昼間人口は約 <u>161</u> 万人（平成 <u>27</u> 年国勢調査）で、当時の人口の約 <u>148</u> 万人に対し約 13 万人上回っており、市外から市内へ通勤・通学などの理由で約 <u>25</u> 万人が流入している。 (略) エ 観光客の分布 京都市の考慮すべき人口等の特性として、観光客による人口の増加がある。観光客の多くは、市内の避難施設等の地理に不案内であると考えられ、適切な情報提供や避難誘導などの必要がある。また、昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に、「帰宅困難」となる可能性が高い。平成 <u>29</u> 年中に京都市を訪れた観光客は <u>5,362</u> 万人で一日平均すると約 15 万人となり、そのうち約 <u>29</u>%が市内への宿泊客である。 (略) (京都市の人口・建物分布状況) <table><tr><th></th><th>世帯数</th><th>人 口</th><th>老 年 人口比 (%)</th><th>年 少 人口比 (%)</th><th>昼間人口</th><th>人口比 (%)</th><th>全 建 物 棟 数</th><th>木造 建物 比率 (%)</th></tr><tr><td>北 区</td><td>56,804</td><td>119,474</td><td>27.7</td><td>10.7</td><td><u>126,169</u></td><td><u>105.6</u></td><td>54,540</td><td>79.5</td></tr><tr><td>上京区</td><td>46,849</td><td>85,113</td><td>27.1</td><td>9.6</td><td><u>102,849</u></td><td><u>120.8</u></td><td>48,123</td><td>73.3</td></tr><tr><td>左京区</td><td>83,423</td><td>168,266</td><td>26.9</td><td>10.7</td><td><u>178,891</u></td><td><u>106.3</u></td><td>70,752</td><td>74.1</td></tr><tr><td>中京区</td><td>59,085</td><td>109,341</td><td>24.7</td><td>10.5</td><td><u>158,150</u></td><td><u>144.6</u></td><td>51,785</td><td>60.2</td></tr><tr><td>東山区</td><td>21,381</td><td>39,044</td><td>32.8</td><td>7.8</td><td><u>55,196</u></td><td><u>141.4</u></td><td>22,918</td><td>75.2</td></tr><tr><td>山科区</td><td>60,451</td><td>135,471</td><td>29.1</td><td>11.6</td><td><u>123,262</u></td><td><u>91.0</u></td><td>52,073</td><td>70.3</td></tr><tr><td>下京区</td><td>47,206</td><td>82,668</td><td>23.2</td><td>9.8</td><td><u>138,572</u></td><td><u>167.6</u></td><td>37,174</td><td>62.0</td></tr><tr><td>南 区</td><td>47,094</td><td>99,927</td><td>24.5</td><td>11.8</td><td><u>137,208</u></td><td><u>137.3</u></td><td>45,619</td><td>56.1</td></tr><tr><td>右京区</td><td>94,525</td><td>204,262</td><td>27.0</td><td>11.8</td><td><u>191,142</u></td><td><u>93.6</u></td><td>80,459</td><td>71.2</td></tr><tr><td>西京区</td><td>63,109</td><td>150,962</td><td>25.6</td><td>13.3</td><td><u>122,530</u></td><td><u>81.2</u></td><td>45,954</td><td>71.1</td></tr><tr><td>伏見区</td><td>125,947</td><td>280,655</td><td>26.7</td><td>12.1</td><td><u>274,247</u></td><td><u>97.7</u></td><td>91,946</td><td>58.8</td></tr><tr><td>合 計</td><td>705,874</td><td>1,475,183</td><td>26.7</td><td>11.3</td><td><u>1,608,216</u></td><td><u>109.0</u></td><td>601,343</td><td>67.8</td></tr></table> (注) 人口、世帯数、老年人口比、年少人口比は平成27年国勢調査、昼間人口及び人口比は平成<u>27</u>年国勢調査、建物は「京都市第3次地震被害想定」で作成したデータベースによる。 人口比＝昼間人口÷人口×100		世帯数	人 口	老 年 人口比 (%)	年 少 人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全 建 物 棟 数	木造 建物 比率 (%)	北 区	56,804	119,474	27.7	10.7	<u>126,169</u>	<u>105.6</u>	54,540	79.5	上京区	46,849	85,113	27.1	9.6	<u>102,849</u>	<u>120.8</u>	48,123	73.3	左京区	83,423	168,266	26.9	10.7	<u>178,891</u>	<u>106.3</u>	70,752	74.1	中京区	59,085	109,341	24.7	10.5	<u>158,150</u>	<u>144.6</u>	51,785	60.2	東山区	21,381	39,044	32.8	7.8	<u>55,196</u>	<u>141.4</u>	22,918	75.2	山科区	60,451	135,471	29.1	11.6	<u>123,262</u>	<u>91.0</u>	52,073	70.3	下京区	47,206	82,668	23.2	9.8	<u>138,572</u>	<u>167.6</u>	37,174	62.0	南 区	47,094	99,927	24.5	11.8	<u>137,208</u>	<u>137.3</u>	45,619	56.1	右京区	94,525	204,262	27.0	11.8	<u>191,142</u>	<u>93.6</u>	80,459	71.2	西京区	63,109	150,962	25.6	13.3	<u>122,530</u>	<u>81.2</u>	45,954	71.1	伏見区	125,947	280,655	26.7	12.1	<u>274,247</u>	<u>97.7</u>	91,946	58.8	合 計	705,874	1,475,183	26.7	11.3	<u>1,608,216</u>	<u>109.0</u>	601,343	67.8	・時点修正
	世帯数	人 口	老 年 人口比 (%)	年 少 人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全 建 物 棟 数	木造 建物 比率 (%)																																																																																																																																																																																																																																					
北 区	56,804	119,474	27.7	10.7	<u>129,464</u>	<u>106.1</u>	54,540	79.5																																																																																																																																																																																																																																					
上京区	46,849	85,113	27.1	9.6	<u>97,833</u>	<u>117.5</u>	48,123	73.3																																																																																																																																																																																																																																					
左京区	83,423	168,266	26.9	10.7	<u>176,443</u>	<u>104.5</u>	70,752	74.1																																																																																																																																																																																																																																					
中京区	59,085	109,341	24.7	10.5	<u>155,123</u>	<u>147.3</u>	51,785	60.2																																																																																																																																																																																																																																					
東山区	21,381	39,044	32.8	7.8	<u>56,253</u>	<u>138.8</u>	22,918	75.2																																																																																																																																																																																																																																					
山科区	60,451	135,471	29.1	11.6	<u>121,223</u>	<u>89.1</u>	52,073	70.3																																																																																																																																																																																																																																					
下京区	47,206	82,668	23.2	9.8	<u>135,656</u>	<u>171.1</u>	37,174	62.0																																																																																																																																																																																																																																					
南 区	47,094	99,927	24.5	11.8	<u>136,137</u>	<u>137.9</u>	45,619	56.1																																																																																																																																																																																																																																					
右京区	94,525	204,262	27.0	11.8	<u>189,617</u>	<u>93.4</u>	80,459	71.2																																																																																																																																																																																																																																					
西京区	63,109	150,962	25.6	13.3	<u>124,573</u>	<u>81.4</u>	45,954	71.1																																																																																																																																																																																																																																					
伏見区	125,947	280,655	26.7	12.1	<u>276,715</u>	<u>97.4</u>	91,946	58.8																																																																																																																																																																																																																																					
合 計	705,874	1,475,183	26.7	11.3	<u>1,599,037</u>	<u>108.5</u>	601,343	67.8																																																																																																																																																																																																																																					
	世帯数	人 口	老 年 人口比 (%)	年 少 人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全 建 物 棟 数	木造 建物 比率 (%)																																																																																																																																																																																																																																					
北 区	56,804	119,474	27.7	10.7	<u>126,169</u>	<u>105.6</u>	54,540	79.5																																																																																																																																																																																																																																					
上京区	46,849	85,113	27.1	9.6	<u>102,849</u>	<u>120.8</u>	48,123	73.3																																																																																																																																																																																																																																					
左京区	83,423	168,266	26.9	10.7	<u>178,891</u>	<u>106.3</u>	70,752	74.1																																																																																																																																																																																																																																					
中京区	59,085	109,341	24.7	10.5	<u>158,150</u>	<u>144.6</u>	51,785	60.2																																																																																																																																																																																																																																					
東山区	21,381	39,044	32.8	7.8	<u>55,196</u>	<u>141.4</u>	22,918	75.2																																																																																																																																																																																																																																					
山科区	60,451	135,471	29.1	11.6	<u>123,262</u>	<u>91.0</u>	52,073	70.3																																																																																																																																																																																																																																					
下京区	47,206	82,668	23.2	9.8	<u>138,572</u>	<u>167.6</u>	37,174	62.0																																																																																																																																																																																																																																					
南 区	47,094	99,927	24.5	11.8	<u>137,208</u>	<u>137.3</u>	45,619	56.1																																																																																																																																																																																																																																					
右京区	94,525	204,262	27.0	11.8	<u>191,142</u>	<u>93.6</u>	80,459	71.2																																																																																																																																																																																																																																					
西京区	63,109	150,962	25.6	13.3	<u>122,530</u>	<u>81.2</u>	45,954	71.1																																																																																																																																																																																																																																					
伏見区	125,947	280,655	26.7	12.1	<u>274,247</u>	<u>97.7</u>	91,946	58.8																																																																																																																																																																																																																																					
合 計	705,874	1,475,183	26.7	11.3	<u>1,608,216</u>	<u>109.0</u>	601,343	67.8																																																																																																																																																																																																																																					

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																				
16	(3) 文化財の分布 非戦災の京都市では世界に誇る文化財が多数存在しており、災害に対する文化財保護への対応は、京都市にとって重要な課題である。平成 <u>29</u> 年 4 月 1 日現在、市内の重要文化財は <u>1,874</u> 件であり、行政区別では右京区が、最も多くを占めている。また、重要文化財のうち国宝に指定されているものは <u>211</u> 件である。また、京都市では 14 の社寺等が世界文化遺産に登録されている。	(3) 文化財の分布 非戦災の京都市では世界に誇る文化財が多数存在しており、災害に対する文化財保護への対応は、京都市にとって重要な課題である。平成 <u>30</u> 年 4 月 1 日現在、市内の重要文化財は <u>1,879</u> 件であり、行政区別では右京区が、最も多くを占めている。また、重要文化財のうち国宝に指定されているものは <u>212</u> 件である。また、京都市では 14 の社寺等が世界文化遺産に登録されている。	・時点修正																				
21	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th><th>規模</th><th>発生地／地震名</th><th>主な被害の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td></tr> </tbody> </table>	年月日	規模	発生地／地震名	主な被害の内容	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th><th>規模</th><th>発生地／地震名</th><th>主な被害の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>◆2018年6月18日(平成30年)</u></td><td><u>M6.1</u></td><td><u>大阪府北部の地震</u></td><td> <u>大阪府北部の深さ約15kmでマグニチュード(M)6.1の地震が発生し、大阪府で最大震度6弱を観測した。この地震の発震機構は西北西－東南東方向に圧力軸を持つ型であった。この地震は地殻内で発生した地震で、周辺には東西方向に延びる有馬－高槻断層帯、および南北方向に延びる生駒断層帯と上町断層帯などが存在している。</u> <u>被害(平成30年7月5日現在)は、死者6、重傷15、軽傷419、全壊9、半壊87等。死者のうち2名はブロック塀等の崩落に巻き込まれたことによる。</u> <u>(京都市内の被害等)(平成30年7月17日現在)</u> <u>最大震度5弱を中京区、西京区、伏見区で観測した。</u> <u>被害は、重傷1、軽傷9、一部破損460(住家396、非住家64)、文化財18、文教施設129等。</u> </td></tr> </tbody> </table>	年月日	規模	発生地／地震名	主な被害の内容	<u>◆2018年6月18日(平成30年)</u>	<u>M6.1</u>	<u>大阪府北部の地震</u>	<u>大阪府北部の深さ約15kmでマグニチュード(M)6.1の地震が発生し、大阪府で最大震度6弱を観測した。この地震の発震機構は西北西－東南東方向に圧力軸を持つ型であった。この地震は地殻内で発生した地震で、周辺には東西方向に延びる有馬－高槻断層帯、および南北方向に延びる生駒断層帯と上町断層帯などが存在している。</u> <u>被害(平成30年7月5日現在)は、死者6、重傷15、軽傷419、全壊9、半壊87等。死者のうち2名はブロック塀等の崩落に巻き込まれたことによる。</u> <u>(京都市内の被害等)(平成30年7月17日現在)</u> <u>最大震度5弱を中京区、西京区、伏見区で観測した。</u> <u>被害は、重傷1、軽傷9、一部破損460(住家396、非住家64)、文化財18、文教施設129等。</u>	・災害追加
年月日	規模	発生地／地震名	主な被害の内容																				
(略)	(略)	(略)	(略)																				
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																				
年月日	規模	発生地／地震名	主な被害の内容																				
<u>◆2018年6月18日(平成30年)</u>	<u>M6.1</u>	<u>大阪府北部の地震</u>	<u>大阪府北部の深さ約15kmでマグニチュード(M)6.1の地震が発生し、大阪府で最大震度6弱を観測した。この地震の発震機構は西北西－東南東方向に圧力軸を持つ型であった。この地震は地殻内で発生した地震で、周辺には東西方向に延びる有馬－高槻断層帯、および南北方向に延びる生駒断層帯と上町断層帯などが存在している。</u> <u>被害(平成30年7月5日現在)は、死者6、重傷15、軽傷419、全壊9、半壊87等。死者のうち2名はブロック塀等の崩落に巻き込まれたことによる。</u> <u>(京都市内の被害等)(平成30年7月17日現在)</u> <u>最大震度5弱を中京区、西京区、伏見区で観測した。</u> <u>被害は、重傷1、軽傷9、一部破損460(住家396、非住家64)、文化財18、文教施設129等。</u>																				

平成 30 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
85	2 災害に強いまちづくりのための整備(追加) (略)	2 災害に強いまちづくりのための整備方針 (略)	・整備の方針である旨を明確にするための文言修正
88	(4) 農地等の保全（産業観光局農政企画課） (略) (略) ※ 生産緑地地区（都市計画局） ○ 平成 29 年 7 月 1 日現在約 585.3ha (略) 4 公共空間の整備 (略) (2) まちなかの公開空地・広場の確保（都市計画局建築指導課） 総合設計制度は、市街地の整備改善を目的とした建築基準法上の制度であり、建築物の敷地内に日常一般に開放された公共的な空地（公開空地）を確保することにより、建築物の建ぺい率や容積率の規制を総合的に判断するものである。 「京都市総合設計制度取扱要領」（平成 19 年 9 月）の運用により、京都の特性にあった建築計画を誘導し、都市に緑とうるおいを与え、市街地環境の整備改善を図る。	(4) 農地等の保全（産業観光局農政企画課） (略) (略) ※ 生産緑地地区（都市計画局） ○ 平成 30 年 7 月 1 日現在約 576.6ha (略) 4 公共空間の整備 (略) (2) まちなかの公開空地・広場の確保（都市計画局建築指導課） 総合設計制度は、市街地の整備改善を目的とした建築基準法上の制度であり、建築物の敷地内に日常一般に開放された公共的な空地（公開空地）を確保することにより、建築物の建蔽率や容積率の規制を総合的に判断するものである。 「京都市総合設計制度取扱要領」（平成 26 年 5 月）の運用により、京都の特性にあった建築計画を誘導し、都市に緑とうるおいを与え、市街地環境の整備改善を図る。	・字句修正 ・時点修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
89	(4) 大規模住宅地の整備（都市計画局すまいまちづくり課）（略） ※ 住宅市街地総合整備事業（都市計画局） ○ 都市再生住宅（コミュニティ住宅） 125 戸（平成 <u>29</u> 年 7 月 1 日現在管理戸数） ※ 住宅地区改良事業（都市計画局） ○ 改良住宅等 <u>4,550</u> 戸（平成 <u>29</u> 年 7 月 1 日現在管理戸数） （略） 3 災害に強い市街地への誘導 (1) 防火・準防火地域の指定（都市計画局都市計画課） <u>建築物の不燃化，耐震化を誘導し，防災性の高い市街地形成を目的として，防火・準防火地域の効果的指定を図る。</u> <u>ア 大火災による避難路の確保と被害を最小限に止めるため，防火・準防火地域を指定する。</u> <u>イ 火災時の延焼を防止するため，準防火地域を指定する。</u> (2) 高度利用地区（都市計画局都市計画課） 土地利用が細分化され，公共施設が不十分であるなど防災上高度利用を図るべき区域では，高度利用地区の指定により建築敷地の統合を促進し，小規模建築物を抑制し有効な空地を確保することで，災害に強い市街地を誘導する。 高度利用地区は，建築物の建築面積の最低限度，<u>建ぺい率</u>の最高限度及び容積率の最高・最低限度等を規制する地域地区で，市街地再開発事業も主に高度利用地区内で行われる。	(4) 大規模住宅地の整備（都市計画局すまいまちづくり課）（略） ※ 住宅市街地総合整備事業（都市計画局） ○ 都市再生住宅（コミュニティ住宅） 125 戸（平成 <u>30</u> 年 7 月 1 日現在管理戸数） ※ 住宅地区改良事業（都市計画局） ○ 改良住宅等 <u>4,499</u> 戸（平成 <u>30</u> 年 7 月 1 日現在管理戸数） （略） 3 災害に強い市街地への誘導 (1) 防火・準防火地域の指定 <u>京都駅周辺や都心部の繁華街など不特定多数の人々が集まる市街地や，土地の高度利用を図るべき幹線道路沿道，既成市街地等で木造建築物が密集している地域等においては，防火地域・準防火地域の指定の下，建築物の不燃化や防火性能の向上を促進する。</u> (2) 高度利用地区（都市計画局都市計画課） 土地利用が細分化され，公共施設が不十分であるなど防災上高度利用を図るべき区域では，高度利用地区の指定により建築敷地の統合を促進し，小規模建築物を抑制し有効な空地を確保することで，災害に強い市街地を誘導する。 高度利用地区は，建築物の建築面積の最低限度，<u>建蔽率</u>の最高限度及び容積率の最高・最低限度等を規制する地域地区で，市街地再開発事業も主に高度利用地区内で行われる。	・時点修正 ・都市計画マスタープランと合わせた文言修正 ・字句修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
90	(3) 特定街区（都市計画局都市計画課） （略） ※ 防火・準防火地域の指定（都市計画局） ○ 平成28年7月1日現在，防火地域は市内幹線道路沿道を中心に約169ha，準防火地域は住宅密集地を中心に約7,208haを指定 ※ 高度利用地区（都市計画局） ○ 平成29年7月1日現在，山科駅前地区（約2.8ha），太秦東部地区（約0.9ha），京都駅周辺地区（約88.7ha）及び七条新千本地区（約0.7ha）を高度利用地区に指定 ※ 特定街区（都市計画局） ○ 平成28年7月1日現在，京都駅地区特定街区（約4.1ha）を指定	(3) 特定街区（都市計画局都市計画課） （略） ※ 防火・準防火地域の指定（都市計画局） ○ 平成30年7月1日現在，防火地域は市内幹線道路沿道を中心に約169ha，準防火地域は住宅密集地を中心に約7,208haを指定 ※ 高度利用地区（都市計画局） ○ 平成30年7月1日現在，山科駅前地区（約2.8ha），太秦東部地区（約0.9ha），京都駅周辺地区（約88.7ha）及び七条新千本地区（約0.7ha）を高度利用地区に指定 ※ 特定街区（都市計画局） ○ 平成30年7月1日現在，京都駅地区特定街区（約4.1ha）を指定	・時点修正
91	(3) 緑地協定（建設局みどり政策推進室） （略） ※ 地区計画制度（都市計画局） ○ 平成29年7月1日現在で，西京桂坂地区計画をはじめ，周辺部における低層住宅の良好な住環境の形成，誘導を図ることを目的とした地区等65地区の地区計画が決定されている。	(3) 緑地協定（建設局みどり政策推進室） （略） ※ 地区計画制度（都市計画局） ○ 平成30年7月1日現在で，西京桂坂地区計画をはじめ，周辺部における低層住宅の良好な住環境の形成，誘導を図ることを目的とした地区等65地区の地区計画が決定されている。	・時点修正
92	(2) 町家・町並み保存と防災対策の推進（都市計画局<u>（追加）</u>景観政策課） （略）	(2) 町家・町並み保存と防災対策の推進（都市計画局<u>（まち再生創造推進室，建築安全推進課，</u>景観政策課） （略）	・担当修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
94	2 建築設備の安全対策 <u>(1) 公共建築物の設備の耐震化</u>（都市計画局公共建築部） 公共建築物の耐震性の確保は、構造物だけでなく電気設備、<u>(追加)</u> 給排水設備、消防設備等の建築設備も考慮する必要がある。昭和56年の建築基準法改正により強化された「建築設備耐震設計・施工指針」に基づいて耐震性の向上を図る。また、既存建築物については、建替えや改築計画等との整合を図りながら耐震化の促進を図る。 <u>(2) 電算機器等の安全対策</u>（都市計画局公共建築部） <u>災害時においても、行政事務が円滑に行えるよう電算機器の耐震化や、バックアップ機能の整備などセキュリティ対策を講じるとともに、災害発生後の復旧のための要員等への連絡や復旧体制の整備を図る。</u>	2 建築設備の安全対策（都市計画局公共建築部） <u>(削除)</u> 公共建築物の耐震性の確保は、構造物だけでなく電気設備、<u>非常用電源設備</u>、給排水設備、消防設備等の建築設備も考慮する必要がある。昭和56年の建築基準法改正により強化された「建築設備耐震設計・施工指針」に基づいて耐震性の向上を図る。また、既存建築物については、建替えや改築計画等との整合を図りながら耐震化の促進を図る。 <u>(削除) ※震災対策編 第2章 第3部 第3節 2「情報施設、通信設備等の災害予防」へ項目集約</u>	・項目集約のため削除

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
95	(3) 住宅の耐震化（木造住宅・京町家）（都市計画局<u>（建築安全推進課、建築審査課）</u>） ア 耐震診断士の派遣 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅・京町家の所有者で耐震診断を希望する方に対して、耐震診断士を派遣している。この事業の実施に当たっては、耐震診断士を養成する講習会を開催し、講習修了者を耐震診断士として登録している。 また、平成27年度から、一定額の負担で、耐震診断士が引き続き耐震改修計画作成を行う制度を実施している。 <u>イ 耐震改修計画作成の助成</u> <u>平成24年度から、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅・京町家で一定の要件を満たすものを対象として、その所有者等に耐震改修計画の作成に要する費用の一部を助成する制度を実施している。</u> <u>ウ 耐震改修の助成</u> <u>昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅・京町家で一定の要件を満たすものを対象として、その所有者等に耐震改修工事に要する費用の一部を助成している。</u> <u>また、平成24年度から、耐震性が確実に向上する様々な工事を助成対象としてあらかじめメニュー化することにより、手続きが簡単で利用者の費用負担が少ない改修助成制度「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」を実施している。</u> ※ 資料2-1-2-2 耐震診断事業及び耐震改修助成事業の概要 (4) 住宅の耐震化（分譲マンション）（都市計画局<u>（建築安全推進課、建築審査課）</u>） （略） (5) 不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震化（耐震診断が義務付けられた建築物）（都市計画局<u>（建築安全推進課、建築審査課）</u>） （略）	(3) 住宅の耐震化（木造住宅・京町家）（都市計画局<u>建築安全推進課（削除）</u>） ア 耐震診断士の派遣 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅・京町家の所有者で耐震診断を希望する方に対して、耐震診断士を派遣している。この事業の実施に当たっては、耐震診断士を養成する講習会を開催し、講習修了者を耐震診断士として登録している。 また、平成27年度から、一定額の負担で、耐震診断士が引き続き耐震改修計画作成を行う制度を実施している。 <u>（削除）</u> <u>イ 耐震改修の助成</u> <u>昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅・京町家で一定の要件を満たすものを対象として、その所有者等に耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の一部を助成している。</u> <u>また、平成24年度から、耐震性が確実に向上する様々な工事を助成対象としてあらかじめメニュー化することにより、手続きが簡単で利用者の費用負担が少ない改修助成制度「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」を実施している。</u> ※ 資料2-1-2-2 耐震診断事業及び耐震改修助成事業の概要 (4) 住宅の耐震化（分譲マンション）（都市計画局建築安全推進課<u>（削除）</u>） （略） (5) 不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震化（耐震診断が義務付けられた建築物）（都市計画局建築安全推進課<u>（削除）</u>） （略）	・担当修正 ・事業統合に伴う項目集約

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
96	(6) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化（耐震診断が努力義務の建築物）（都市計画局 <u>（建築安全推進課、建築審査課）</u>）（略） (7) 耐震診断を義務化する道路沿道建築物の耐震化（都市計画局 <u>（建築安全推進課、建築審査課）</u>）（略） イ 耐震診断の助成 平成29年度から、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断を義務付けた道路沿道の建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着工された、倒壊により当該道路を閉塞する恐れのある建築物を対象として、その所有者等に耐震診断に要する費用を助成<u>する制度を実施する。</u> <u>（追加）</u> (8) 耐震改修資金の融資（都市計画局住宅政策課） 平成19年7月に策定した京都市建築物耐震改修促進計画に基づく耐震化を促進するため、自ら居住する住宅に対して耐震改修・建て替え工事を実施する者に、低利での資金融資を行う。 <u>（追加）</u> ※ 資料2-1-2-3 京都市あんぜん住宅改善資金融資制度の概要 (9) 公民一体の耐震ネットワークによる耐震化の促進（都市計画局 <u>（建築安全推進課、建築審査課）</u>）（略）	(6) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化（耐震診断が努力義務の建築物）（都市計画局建築安全推進課 <u>（削除）</u>）（略） (7) 耐震診断を義務化する道路沿道建築物の耐震化（都市計画局建築安全推進課 <u>（削除）</u>）（略） イ 耐震診断の助成 平成29年度から、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断を義務付けた道路沿道の建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着工された、倒壊により当該道路を閉塞する恐れのある建築物を対象として、その所有者等に耐震診断に要する費用を助成<u>している。</u> <u>ウ 耐震改修計画作成の助成</u> <u>平成30年度から、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断を義務付けた道路沿道の建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着工された、倒壊により当該道路を閉塞する恐れのある建築物を対象として、その所有者等に耐震改修計画作成に要する費用の一部を助成している。</u> <u>エ 耐震改修の助成</u> <u>平成30年度から、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断を義務付けた道路沿道の建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着工された、倒壊により当該道路を閉塞する恐れのある建築物を対象として、その所有者等に耐震改修工事に要する費用の一部を助成している。</u> <u>※ 資料2-1-2-2 耐震診断事業及び耐震改修助成事業の概要</u> (8) 耐震改修資金の融資（都市計画局住宅政策課） 平成19年7月に策定した京都市建築物耐震改修促進計画に基づく耐震化を促進するため、自ら居住する住宅に対して耐震改修・建て替え工事を実施する者に、低利での資金融資を行う。 <u>（平成30年4月から新規受付を休止中）</u> ※ 資料2-1-2-3 京都市あんぜん住宅改善資金融資制度の概要 (9) 公民一体の耐震ネットワークによる耐震化の促進（都市計画局建築安全推進課 <u>（削除）</u>）（略）	・担当修正 ・事業創設に伴う項目追加

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
97	3 工作物・設備等の安全化対策 (1) ブロック塀等の安全化対策（都市計画局（建築安全推進課，まち再生・創造推進室）） ブロック塀，石塀の倒壊は人的被害の発生要因となるだけでなく，道路を塞ぎ緊急車両等の通行障害となる。したがって，倒壊のおそれのあるブロック塀，石塀等の所有者に対して必要な<u>改善を行うよう指導する</u>。また，金属塀等の組積造以外の塀や生垣への改善に<u>助成</u>を行う。 (2) 落下物等の防止対策（都市計画局建築安全推進課） 窓ガラス，屋外広告物，外装材の落下防止については，定期報告<u>制度による報告時や防災査察の実施時において，危険なものに対して改善</u>指導を行う。 （略）	3 工作物・設備等の安全化対策 (1) ブロック塀等の安全化対策（都市計画局（建築安全推進課，まち再生・創造推進室）） ブロック塀，石塀の倒壊は人的被害の発生要因となるだけでなく，道路を塞ぎ緊急車両等の通行障害となる。したがって，倒壊のおそれのあるブロック塀，石塀等の所有者に対して必要な<u>指導を行う</u>。また，金属塀等の組積造以外の塀や生垣への改善に<u>支援</u>を行う。 (2) 落下物等の防止対策（都市計画局建築安全推進課） 窓ガラス，屋外広告物，外装材の落下防止については，定期報告（<u>不特定又は多数の者が利用する施設で一定要件に該当するもの</u>）や<u>査察によって，必要に応じて</u>指導を行う。 （略）	・違反指導も含まれるための文言修正
99	3 急傾斜地崩壊危険区域の指定 <u>（追加）</u> （略） 4 治山対策 <u>（追加）</u> （略）	3 急傾斜地崩壊危険区域の指定 <u>（行財政局防災危機管理室，都市計画局開発指導課）</u> （略） 4 治山対策 <u>（産業観光局林業振興課）</u> （略）	・担当修正
100	6 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定等 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 <u>（追加）</u> （略） (2) 土砂災害警戒区域等において実施すべき内容 <u>（追加）</u> （略） (3) 警戒避難体制の整備 <u>（追加）</u> （略）	6 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定等 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 <u>（行財政局防災危機管理室，区役所）</u> （略） (2) 土砂災害警戒区域等において実施すべき内容 <u>（行財政局防災危機管理室，区役所）</u> （略） (3) 警戒避難体制の整備 <u>（行財政局防災危機管理室，区役所）</u> （略）	・担当修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																								
101	3 宅地危険箇所の防災パトロール（都市計画局開発指導課，区役所）（平成29年7月1日現在） （略） （危険宅地の現状（がけ崩れ，擁壁等の亀裂等）） <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区</th><th>擁壁等の亀裂</th><th>がけ崩れ等</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 区</td><td>0</td><td><u>6</u></td><td><u>6</u></td></tr> <tr> <td>左京区</td><td><u>0</u></td><td><u>2</u></td><td><u>2</u></td></tr> <tr> <td>東山区</td><td><u>3</u></td><td><u>7</u></td><td><u>10</u></td></tr> <tr> <td>山科区</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr> <td>右京区</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td></tr> <tr> <td>西京区</td><td><u>2</u></td><td>7</td><td><u>9</u></td></tr> <tr> <td>伏見区</td><td>1</td><td><u>6</u></td><td><u>7</u></td></tr> <tr> <td>計</td><td><u>8</u></td><td><u>35</u></td><td><u>43</u></td></tr> </tbody> </table> 4 宅地の安全性の確保 （略） (5) 土砂災害防止法による開発行為の規制等 <u>（都市計画局開発指導課）</u> （略）	行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ等	計	北 区	0	<u>6</u>	<u>6</u>	左京区	<u>0</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	東山区	<u>3</u>	<u>7</u>	<u>10</u>	山科区	0	3	3	右京区	2	4	6	西京区	<u>2</u>	7	<u>9</u>	伏見区	1	<u>6</u>	<u>7</u>	計	<u>8</u>	<u>35</u>	<u>43</u>	3 宅地危険箇所の防災パトロール（都市計画局開発指導課，区役所）（平成30年7月1日現在） （略） （危険宅地の現状（がけ崩れ，擁壁等の亀裂等）） <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区</th><th>擁壁等の亀裂</th><th>がけ崩れ等</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 区</td><td>0</td><td><u>7</u></td><td><u>7</u></td></tr> <tr> <td>左京区</td><td><u>1</u></td><td><u>4</u></td><td><u>5</u></td></tr> <tr> <td>東山区</td><td><u>7</u></td><td><u>6</u></td><td><u>13</u></td></tr> <tr> <td>山科区</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr> <td>右京区</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td></tr> <tr> <td>西京区</td><td><u>5</u></td><td>7</td><td><u>12</u></td></tr> <tr> <td>伏見区</td><td>1</td><td><u>5</u></td><td><u>6</u></td></tr> <tr> <td>計</td><td><u>16</u></td><td><u>36</u></td><td><u>52</u></td></tr> </tbody> </table> 4 宅地の安全性の確保 （略） (5) 土砂災害防止法による開発行為の規制等 <u>（削除）</u> （略）	行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ等	計	北 区	0	<u>7</u>	<u>7</u>	左京区	<u>1</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	東山区	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>13</u>	山科区	0	3	3	右京区	2	4	6	西京区	<u>5</u>	7	<u>12</u>	伏見区	1	<u>5</u>	<u>6</u>	計	<u>16</u>	<u>36</u>	<u>52</u>	・時点修正 ・担当修正
行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ等	計																																																																								
北 区	0	<u>6</u>	<u>6</u>																																																																								
左京区	<u>0</u>	<u>2</u>	<u>2</u>																																																																								
東山区	<u>3</u>	<u>7</u>	<u>10</u>																																																																								
山科区	0	3	3																																																																								
右京区	2	4	6																																																																								
西京区	<u>2</u>	7	<u>9</u>																																																																								
伏見区	1	<u>6</u>	<u>7</u>																																																																								
計	<u>8</u>	<u>35</u>	<u>43</u>																																																																								
行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ等	計																																																																								
北 区	0	<u>7</u>	<u>7</u>																																																																								
左京区	<u>1</u>	<u>4</u>	<u>5</u>																																																																								
東山区	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>13</u>																																																																								
山科区	0	3	3																																																																								
右京区	2	4	6																																																																								
西京区	<u>5</u>	7	<u>12</u>																																																																								
伏見区	1	<u>5</u>	<u>6</u>																																																																								
計	<u>16</u>	<u>36</u>	<u>52</u>																																																																								
104	5 道路情報提供装置の整備（建設局土木管理課） （略） （略） ※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局） ○災害防除事業（平成27年度：<u>一般国道162号ほか6路線</u>） （略）	5 道路情報提供装置の整備（建設局土木管理課） （略） （略） ※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局） ○災害防除事業（平成29年度：<u>一般国道162号ほか15路線</u>） （略）	・時点修正																																																																								

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
105	(2) 防災機能の強化（建設局河川整備課） 緊急時に市民が水辺に近付け、また、消防用取水が可能な河川施設の形状の採用など、河川が防災機能を発揮できるよう配慮する。 ※ 浸水防除対策（建設局） ○ 河川(追加)改良；杉坂川ほか7河川 ○ 「京都市水共生プラン」における雨水流出抑制対策事業の実施 ○ 幹線排水路整備，排水機場維持管理等 (追加) (略) 2 農林施設の防災対策 (略) (2) 耐震性の考慮と緊急時連絡体制の確立（産業観光局農業振興整備課） 市内総数1 3 2箇所のため池のうち（以下略）	(2) 防災機能の強化（建設局河川整備課） 緊急時に市民が水辺に近付け、また、消防用取水が可能な河川施設の形状の採用など、河川が防災機能を発揮できるよう配慮する。 ※ 浸水防除対策（建設局） ○ 河川等改良；杉坂川ほか8河川 ○ 「京都市水共生プラン」における雨水流出抑制対策(削除)の実施 ○ 幹線排水路整備，排水機場維持管理等 ○ <u>京北周山地区浸水対策工事（ポンプ設置：2箇所）</u> (略) 2 農林施設の防災対策 (略) (2) 耐震性の考慮と緊急時連絡体制の確立（産業観光局農業振興整備課） 市内総数1 3 2箇所のため池のうち（以下略）	・字句修正 ・時点修正
107	(2) 地域の災害対応力向上のための防火・防災教育（行財政局防災危機管理室，区役所，消防局(追加)市民安全課） (略)	(2) 地域の災害対応力向上のための防火・防災教育（行財政局防災危機管理室，区役所，消防局(総務課，)市民安全課） (略)	・担当修正
108	(1) 児童生徒に対する防災教育（教育委員会事務局体育健康教育室(追加)） (略) ア 「防災教育スタンダード」に基づく各教科等を通じての防災教育 イ 「安全ノート」を活用した指導 ウ 防災訓練等学校行事の実施 (追加) (略) 5 市職員に対する防災教育 (略) (2) 市職員に対する防災教育（各局，行財政局危機管理室，消防局(追加)市民安全課，救急課） (略)	(1) 児童生徒に対する防災教育（教育委員会事務局体育健康教育室，消防局市民安全課） (略) ア 「防災教育スタンダード」に基づく各教科等を通じての防災教育 イ 「安全ノート」を活用した指導 ウ 防災訓練等学校行事の実施 <u>エ 「年代別 防災指導カリキュラム」による年代に応じた防災教育の充実</u> (略) 5 市職員に対する防災教育 (略) (2) 市職員に対する防災教育（各局，行財政局危機管理室，消防局(総務課，)市民安全課，救急課） (略)	・担当修正 ・年代別防災指導カリキュラムの運用を開始したため項目追加

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
111 ～ 112	1 自主防災組織の育成指導 (1) 自主防災組織の育成（区役所，消防局（市民安全課，消防署）（略） イ 自主防災組織の育成指導に当たっては，前記要綱別表に掲げるおむね学区を単位とした組織を基準とし，かつ「自主防災活動ファイル」，「自主防災活動事例集」等を参考として推進するほか，防災意識等の普及高揚を図るため，広報用資料等の作成，防災研修，防災訓練等の防災行事の開催などを積極的に推進し，防災行動力の向上を図る。また，その際には，女性<u>（追加）</u>の参画の促進に努める。（略） 2 自主防災組織の防災計画（略） (2) 防災行動マニュアルの<u>策定</u> 発災時の避難行動及び防災行動を具体的に明記した自主防災組織の防災行動マニュアルを策定し，自主防災会全体で組織的に災害に対応していく。 ※ 防災行動マニュアル策定推進事業（消防局） ○ 自主防災会防災行動マニュアル策定のためのガイドラインを活用して，地域事情に応じた学区単位の防災計画を策定することにより，地域住民による主体的な防災行動が展開されることを目指す。（平成27年度～<u>（追加）</u>） <u>（追加）</u>	1 自主防災組織の育成指導 (1) 自主防災組織の育成（区役所，消防局（市民安全課，消防署）（略） イ 自主防災組織の育成指導に当たっては，前記要綱別表に掲げるおむね学区を単位とした組織を基準とし，かつ「自主防災活動ファイル」，「自主防災活動事例集」等を参考として推進するほか，防災意識等の普及高揚を図るため，広報用資料等の作成，防災研修，防災訓練等の防災行事の開催などを積極的に推進し，防災行動力の向上を図る。また，その際には，女性や<u>若年層</u>の参画の促進に努める。（略） 2 自主防災組織の防災計画（略） (2) 防災行動マニュアルの<u>運用支援</u> 発災時の避難行動及び防災行動を具体的に明記した自主防災組織の防災行動マニュアルを策定し，自主防災会全体で組織的に災害に対応していく。 ※ 防災行動マニュアル策定推進事業（消防局） ○ 自主防災会防災行動マニュアル策定のためのガイドラインを活用して，地域事情に応じた学区単位の防災計画を策定することにより，地域住民による主体的な防災行動が展開されることを目指す。（平成27年度～<u>平成29年度</u>） ※ <u>防災行動マニュアルの運用支援（消防局）</u> ○ <u>策定された防災行動マニュアルを各自主防災会で運用するに当たり，より地域の実情に応じたマニュアルとして活用されるよう，訓練指導等の必要な支援を行う。（平成30年度～）</u>	・ 字句修正 ・ 参考事業追加
114	2 消防活動総合センターにおける防災啓発<u>（追加）</u>（略）	2 消防活動総合センターにおける防災啓発<u>（消防局（市民安全課，技術指導課））</u>（略）	・ 担当修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
120	(2) 交替要員確保体制等の整備（行財政局<u>（追加）</u>人事課） 行財政局人事課は、災害対策活動が長期化する場合を想定し、一部の災害対策要員に過重な負担がかからないよう災害対策職員の交替要員確保の実施計画を作成する。また、行財政局<u>人事</u>課は、産業観光局、上下水道局と連携し、災害対策要員用の食料、飲料水、寝具等物資の確保計画を作成し、災害対策要員への対応体制の整備を進める。 （略）	(2) 交替要員確保体制等の整備（行財政局<u>（総務課，人事課）</u>） 行財政局人事課は、災害対策活動が長期化する場合を想定し、一部の災害対策要員に過重な負担がかからないよう災害対策職員の交替要員確保の実施計画を作成する。また、行財政局<u>総務</u>課は、産業観光局、上下水道局と連携し、災害対策要員用の食料、飲料水、寝具等物資の確保計画を作成し、災害対策要員への対応体制の整備を進める。 （略）	・担当修正
123	3－2通信施設の整備 （略） 1 優先電話・無線設備等の整備 （略） (2) 市役所イントラネットの整備（総合企画局情報化推進室（<u>システム開発・運用担当</u>）） 総合企画局情報化推進室（<u>システム開発・運用担当</u>）は、災害時における通信経路を確保するため、イントラネットパソコンを活用した情報連絡体制の充実に努める。 (3) 無線設備利用体制の整備（行財政局防災危機管理室） （略） ※ 市役所イントラネットの整備（総合企画局）（平成9年度～） （略） 2 情報施設、通信施設等の災害予防 各施設管理者、データ管理者等は、地震発生時においても有効に機能する耐震性の高い情報インフラ、情報ネットワークづくりを目指し、情報機能の<u>（追加）</u>バックアップ対策、停電対策、また情報機器の転倒防止<u>（追加）</u>対策等を実施する。 <u>(1)</u> 通信施設の機能確保（施設管理者） 施設管理者は、通信施設や機器等の耐震化、転倒防止の確保を図るとともに、停電等に備え、予備電源の確保を図る。 なお、市庁舎内電話設備・防災情報システム（移動系システムを除く。）の電源については、蓄電設備・非常電源設備により、市庁舎内	3－2通信施設の整備 （略） 1 優先電話・無線設備等の整備 （略） (2) 市役所イントラネットの整備（総合企画局情報化推進室（<u>情報システム担当</u>）） 総合企画局情報化推進室（<u>情報システム担当</u>）は、災害時における通信経路を確保するため、イントラネットパソコンを活用した情報連絡体制の充実に努める。 (3) 無線設備利用体制の整備（行財政局防災危機管理室） （略） ※ 市役所イントラネットの整備（総合企画局）（平成10年度～） （略） 2 情報施設、通信施設等の災害予防 各施設管理者、データ管理者等は、地震発生時においても有効に機能する耐震性の高い情報インフラ、情報ネットワークづくりを目指し、情報機能の<u>セキュリティ対策</u>、バックアップ対策、停電対策、また情報機器の転倒防止<u>措置等の耐震</u>対策<u>（削除）</u>を実施する。 <u>(1) 情報機器等の安全対策，データ等のバックアップ体制の整備（各局，区役所）</u> <u>各局，区役所は、災害時においても、行政事務が円滑に行えるよう情報機器の転倒防止措置等の耐震化やセキュリティ対策を講じるとともに、災害発生後の復旧のための要員等への連絡や復旧体制の整備</u>	・担当修正 ・錯誤修正 ・項目集約 ※第2章 第1部 第2節 2(2)「電算機器等の安全対策」と項目集約

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
123	電話設備において約15時間、防災情報システムにおいて24時間以上の継続使用が可能である。 <u>(2) 転倒防止対策（各局、区役所）</u> <u>各局、区役所は、情報機器を地震動による影響が最も少ないと思われる位置に設置し、転倒が予想される機器は固定するなどの転倒防止措置を講ずる。</u> <u>(3) 点検整備の実施（各局、区役所）</u> ア 各局、区役所は、情報機器の作動状況、老朽化の状況を常に監視し、蓄電池等の非常電源の補充、予備備品の備蓄、点検を行い、常時使用可能なように整備を図る。 イ 各局、区役所は、定期的に配線、機器、電源等の点検を実施し、不良箇所を発見した場合は、直ちに修理を行う。 <u>(4) データ等のバックアップ体制の整備（各局、区役所）</u> <u>各局、区役所は、災害時における情報機器や回線等の被害による各種の行政データの紛失を防ぐため、あらかじめ重要なデータや機器のバックアップ体制の整備を図る。</u> ⇒ 第3章 3.5 通信設備の機能回復を図る ※ 災害時におけるシステムの復旧用データの遠隔地保管（総合企画局）（平成16年度～） ※ 災害時においても（追加）安定したシステム運用が可能な京都市データセンターの開設（総合企画局）（平成23年度～） <u>(5) 災害対策本部室の代替機能の確保（行財政局防災危機管理室）</u> 行財政局防災危機管理室は、災害時に庁舎の損壊等により災害対策本部室が機能不全となった場合の代替手段を講じておく。 ※ 消防局本部庁舎7階作戦室の代替災害対策本部室としての機能整備（行財政局）	<u>を図る。また、災害時における情報機器や回線等の被害による各種の行政データの紛失を防ぐため、あらかじめ重要なデータや機器のバックアップ体制の整備を図る。</u> ⇒ 第3章 3.5 通信設備の機能回復を図る ※ 災害時におけるシステムの復旧用データの遠隔地保管（総合企画局）（平成16年度～） ※ 災害時においても耐震性及びセキュリティが整備され、安定したシステム運用が可能な京都市データセンターの開設（総合企画局）（平成23年度～） <u>(2) 通信施設の機能確保（施設管理者）</u> 施設管理者は、通信施設や機器等の耐震化、転倒防止の確保を図るとともに、停電等に備え、予備電源の確保を図る。 なお、市庁舎内電話設備・防災情報システム（移動系システムを除く。）の電源については、蓄電設備・非常電源設備により、市庁舎内電話設備において約15時間、防災情報システムにおいて24時間以上の継続使用が可能である。 <u>(3) 点検整備の実施（各局、区役所）</u> ア 各局、区役所は、情報機器の作動状況、老朽化の状況を常に監視し、蓄電池等の非常電源の補充、予備備品の備蓄、点検を行い、常時使用可能なように整備を図る。 イ 各局、区役所は、定期的に配線、機器、電源等の点検を実施し、不良箇所を発見した場合は、直ちに修理を行う。 <u>(4) 災害対策本部室の代替機能の確保（行財政局防災危機管理室）</u> 行財政局防災危機管理室は、災害時に庁舎の損壊等により災害対策本部室が機能不全となった場合の代替手段を講じておく。 ※ 消防局本部庁舎7階作戦室の代替災害対策本部室としての機能整備（行財政局）	

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
127	(4) 多メディア一斉送信システムの運営（行財政局防災危機管理室） 防災関係者（京都市職員含む）や自主防災会役員、 <u>地下街関係者</u> 等へ必要な情報（気象情報、避難情報等）を、メール、電話、ファックスといった各種伝達手段を通じて一斉に提供する。 (略)	(4) 多メディア一斉送信システムの運営（行財政局防災危機管理室） 防災関係者（京都市職員含む）や自主防災会役員（ <u>削除</u> ）等へ必要な情報（気象情報、避難情報等）を、メール、電話、ファックスといった各種伝達手段を通じて一斉に提供する。 (略)	・ 錯誤修正
130	(2) 広域避難場所の条件 (略) ※ 広域避難場所の指定（行財政局） ○ 広域避難場所 68箇所（平成 <u>29</u> 年7月1日現在）	(2) 広域避難場所の条件 (略) ※ 広域避難場所の指定（行財政局） ○ 広域避難場所 68箇所（平成 <u>30</u> 年7月1日現在）	・ 時点修正
131	3 避難救助拠点（指定緊急避難場所） (略) ※ 避難救助拠点の指定（行財政局） ○ 避難救助拠点 23箇所（平成 <u>29</u> 年7月1日現在） (略) 5 指定避難所 (略) ※ 指定避難所の指定（行財政局） ○ 指定避難所 <u>428</u> 箇所（平成 <u>29</u> 年7月1日現在） (略) 7 避難システム整備 (略) ※ 避難誘導標識等の整備（行財政局） ○ 避難誘導標識 <u>260</u> 基（平成 <u>29</u> 年7月1日現在） ○ 広域避難場所標示板 <u>168</u> 基（平成 <u>29</u> 年7月1日現在） (略)	3 避難救助拠点（指定緊急避難場所） (略) ※ 避難救助拠点の指定（行財政局） ○ 避難救助拠点 23箇所（平成 <u>30</u> 年7月1日現在） (略) 5 指定避難所 (略) ※ 指定避難所の指定（行財政局） ○ 指定避難所 <u>425</u> 箇所（平成 <u>30</u> 年7月1日現在） (略) 7 避難システム整備 (略) ※ 避難誘導標識等の整備（行財政局） ○ 避難誘導標識 <u>259</u> 基（平成 <u>30</u> 年7月1日現在） ○ 広域避難場所標示板 <u>169</u> 基（平成 <u>30</u> 年7月1日現在） (略)	・ 時点修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
135	(4) 避難所の開設体制の整備（区役所） （略） ※ 資料2-3-6-1 指定避難所及び指定緊急避難場所一覧表 <u>（追加）</u> （略） 2 避難所の運営体制の整備 （略） (5) 福祉避難所運営ガイドラインに基づく運営体制の整備（保健福祉局保健福祉総務課，<u>子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室</u>） 保健福祉局保健福祉総務課，<u>子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室</u>は，発災時において，避難者に対し適切に対応し，介護予防に努め，避難者の生きる意欲を失わせない避難所運営を目的として策定した「福祉避難所運営ガイドライン（平成25年3月策定）」に基づき，福祉避難所の運営体制の整備を推進する。 (6) 福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドラインに基づく運営体制の整備（保健福祉局保健福祉総務課，<u>子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室</u>，行財政局防災危機管理室，区役所） 保健福祉局保健福祉総務課，<u>子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室</u>，行財政局防災危機管理室，区役所は，福祉避難所への移送対象者の選定方法や具体的な受入調整などについて定めた「福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドライン（平成27年2月策定）」に基づき，福祉避難所の運営体制の整備を推進する。 （略）	(4) 避難所の開設体制の整備（区役所） （略） ※ 資料2-3-6-1 指定避難所及び指定緊急避難場所一覧表 <u>※ 資料3-7-1 福祉避難所及び収容人員一覧表</u> （略） 2 避難所の運営体制の整備 （略） (5) 福祉避難所運営ガイドラインに基づく運営体制の整備（保健福祉局保健福祉総務課 <u>（削除）</u>） 保健福祉局保健福祉総務課 <u>（削除）</u> は，発災時において，避難者に対し適切に対応し，介護予防に努め，避難者の生きる意欲を失わせない避難所運営を目的として策定した「福祉避難所運営ガイドライン（平成25年3月策定）」に基づき，福祉避難所の運営体制の整備を推進する。 (6) 福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドラインに基づく運営体制の整備（保健福祉局保健福祉総務課，<u>（削除）</u> 行財政局防災危機管理室，区役所） 保健福祉局保健福祉総務課，<u>（削除）</u> 行財政局防災危機管理室，区役所は，福祉避難所への移送対象者の選定方法や具体的な受入調整などについて定めた「福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドライン（平成27年2月策定）」に基づき，福祉避難所の運営体制の整備を推進する。 （略）	・参照資料追加 ・担当修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
139	3 広報活動（消防局（総務課，予防課<u>（追加）</u>市民安全課）） （略） 4 防火対象物の安全化指導 （1）査察の実施（消防局予防<u>部</u>） （略） （2）設備の安全化指導（消防局予防<u>部（追加）</u>） （略） （3）建築の安全化指導（消防局予防<u>部</u>） （略） 5 危険物等関係施設災害の予防 （略） （1）危険物施設の安全化指導（消防局<u>予防部</u>） （略）	3 広報活動（消防局（総務課，予防課，<u>指導課</u>，市民安全課）） （略） 4 防火対象物の安全化指導 （1）査察の実施（消防局予防<u>課</u>） （略） （2）設備の安全化指導（消防局<u>（予防課，指導課）</u>） （略） （3）建築の安全化指導（消防局<u>指導課</u>） （略） 5 危険物等関係施設災害の予防 （略） （1）危険物施設の安全化指導（消防局<u>指導課</u>） （略）	・担当修正
140	（3）保安教育，訓練の実施指導（消防局予防<u>部</u>） （略） （4）施設の点検・補修等（消防局<u>予防部</u>） 消防法<u>又は</u>火薬類取締法（<u>追加</u>）に規定する定期点検が義務となる危険物等関係施設に対し，定期点検の実施や不備項目についての改修を指導する。 （略） <u>（追加）</u> 1 消防指令システム等の活用 （1）震災警防態勢の整備（消防局（情報<u>通信</u>課，警防計画課）） （略）	（3）保安教育，訓練の実施指導（消防局予防<u>課</u>） （略） （4）施設の点検・補修等（消防局<u>指導課</u>） 消防法，<u>火薬類取締法又は高圧ガス保安法</u>に規定する定期点検が義務となる危険物等関係施設に対し，定期点検の実施や不備項目についての改修を指導する。 （略） <u>（6）高圧ガスの製造施設等に係る緊急措置の指導（消防局指導課）</u> <u>高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったときは，直ちに応急の措置を行うとともに，施設等のガスを安全な場所に移し，又は大気中に安全に放出させるなどの適切な措置がとられるよう指導する。</u> （略） 1 消防指令システム等の活用 （1）震災警防態勢の整備（消防局（情報<u>指令</u>課，警防計画課）） （略）	・担当修正 ・法改正に伴う項目追加

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																				
141	(3) 救急体制の整備（消防局救急課，技術指導課） （略） (略) ※ 救急高度化事業（消防局）（平成28年7月1日現在） ○ 救急救命士の配置304名 ○ 高規格救急車の整備44台 ○ 高度応急処置用器材の整備 ○ 救急救命処置用器材42式 ○ 応急手当普及啓発	(3) 救急体制の整備（消防局救急課，技術指導課） （略） (略) ※ 救急高度化事業（消防局）（平成30年7月1日現在） ○ 救急救命士の配置328名 ○ 高規格救急車の整備45台 ○ 高度応急処置用器材の整備 ○ 救急救命処置用器材43式 ○ 応急手当普及啓発	・時点修正																																				
142	(4) 消防水利の確保（消防局（警防計画課，消防救助課）） （略） (消防水利の状況) (平成29年7月1日現在) <table><tr><td>水利種別</td><td>消火栓</td><td>防火水槽</td><td>井戸</td><td>貯水池</td><td>プール</td><td>濠・河川 溝川</td><td>その他</td><td>計</td></tr><tr><td>箇所数</td><td>24,006</td><td>2,744</td><td>32(28)</td><td>201</td><td>304</td><td>1,389</td><td>0</td><td>28,676</td></tr></table> 井戸内の（ ）内の数は，防火井戸を示す。 (略) ※ 耐震型防火水槽等の整備（消防局） 震災消防水利整備計画に基づき整備(平成29年7月1日現在) ○ 耐震型防火水槽（100 m³）：74 基 ○ 耐震型防火水槽（ 40 m³）：46 基 ○ 防火井戸の整備：28 基 ○ 飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備（完了）：11 基 (5) 航空消防体制の整備（消防局（情報通信課，警防計画課，消防救助課）） （略）	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計	箇所数	24,006	2,744	32(28)	201	304	1,389	0	28,676	(4) 消防水利の確保（消防局（警防計画課，消防救助課）） （略） (消防水利の状況) (平成30年7月1日現在) <table><tr><td>水利種別</td><td>消火栓</td><td>防火水槽</td><td>井戸</td><td>貯水池</td><td>プール</td><td>濠・河川 溝川</td><td>その他</td><td>計</td></tr><tr><td>箇所数</td><td>24,097</td><td>2,739</td><td>32(28)</td><td>204</td><td>302</td><td>1,396</td><td>0</td><td>28,770</td></tr></table> 井戸内の（ ）内の数は，防火井戸を示す。 (略) ※ 耐震型防火水槽等の整備（消防局） 震災消防水利整備計画に基づき整備(平成30年7月1日現在) ○ 耐震型防火水槽（100 m³）：74 基 ○ 耐震型防火水槽（ 40 m³）：47 基 ○ 防火井戸の整備：28 基 ○ 飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備（完了）：11 基 (5) 航空消防体制の整備（消防局（警防計画課，情報指令課，消防救助課）） （略）	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計	箇所数	24,097	2,739	32(28)	204	302	1,396	0	28,770	・時点修正 ・担当修正
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計																															
箇所数	24,006	2,744	32(28)	201	304	1,389	0	28,676																															
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計																															
箇所数	24,097	2,739	32(28)	204	302	1,396	0	28,770																															

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
147	2 交通情報収集体制の整備 (1) 道路防災情報ネットワークへの対応（建設局（建設総務課，土木管理課，土木事務所）） 道路情報収集は，道路管理者相互，警察署，消防署その他の防災拠点に当たる各施設から情報収集，伝達能力向上，手段の拡張を検討していく。 なお，京都府公安委員会で，災害時に対応した交通管理のための交通情報板，交通監視カメラ（ＩＴＶ），<u>リチウムイオンバッテリー搭載信号機</u>等の整備を検討するとともに，道路管理者と京都府公安委員会とが協議して計画的に道路情報板の整備を推進していく。	2 交通情報収集体制の整備 (1) 道路防災情報ネットワークへの対応（建設局（建設総務課，土木管理課，土木事務所）） 道路情報収集は，道路管理者相互，警察署，消防署その他の防災拠点に当たる各施設から情報収集，伝達能力向上，手段の拡張を検討していく。 なお，京都府公安委員会で，災害時に対応した交通管理のための交通情報板，交通監視カメラ（ＩＴＶ），<u>非常用電源付加装置付信号機</u>等の整備を検討するとともに，道路管理者と京都府公安委員会とが協議して計画的に道路情報板の整備を推進していく。	・リチウムイオンバッテリーに限らないための字句修正
150	2 公的備蓄の充実（略） (1) 食料・飲料水の備蓄（行財政局防災危機管理室，上下水道局総務課） 京都市第3次地震被害想定結果では，最大約30万人の避難者（要給食者）が想定されており，被害想定結果に基づき，近隣自治体や企業等からの緊急調達体制の整備と併せて，備蓄の充実を図っていく。今後の食料の備蓄に当たっては，高齢者や幼児等が食べやすいお粥を備蓄するなど，備蓄品目の見直しを図りながら，帰宅困難者（観光客）や在宅避難者を新たな備蓄対象に加えるなど，量的な拡充にも努めていく。飲料水については，市民や事業所等に備蓄の呼び掛けを行うとともに，京都市としての飲料水備蓄の拡充も進めていく。 なお，上下水道局では，災害用備蓄飲料水「京の<u>水道</u> 疏水物語」を製造，頒布している。	2 公的備蓄の充実（略） (1) 食料・飲料水の備蓄（行財政局防災危機管理室，上下水道局総務課） 京都市第3次地震被害想定結果では，最大約30万人の避難者（要給食者）が想定されており，被害想定結果に基づき，近隣自治体や企業等からの緊急調達体制の整備と併せて，備蓄の充実を図っていく。今後の食料の備蓄に当たっては，高齢者や幼児等が食べやすいお粥を備蓄するなど，備蓄品目の見直しを図りながら，帰宅困難者（観光客）や在宅避難者を新たな備蓄対象に加えるなど，量的な拡充にも努めていく。飲料水については，市民や事業所等に備蓄の呼び掛けを行うとともに，京都市としての飲料水備蓄の拡充も進めていく。 なお，上下水道局では，災害用備蓄飲料水「京の<u>かがやき</u> 疏水物語」を製造，頒布している。	・字句修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
151	3 福祉避難所における応急備蓄（保健福祉局保健福祉総務課）（略） ※ 備蓄物資（食料・水）の整備（行財政局）（平成29年8月1日現在） ○ アルファ化米 554,046 食 ○ お粥 84,100 食 ○ 補助食料 166,500 食 ○ 粉ミルク 2,702 缶 ○ 飲料水 543,356 本 ※ 拠点備蓄倉庫の整備（行財政局）（平成29年8月1日現在） ○ 北区総合庁舎 ○ 京都御池創生館 ○ 京都アクアリーナ (追加) ○ 西京区総合庁舎 ○ 上京区総合庁舎 ○ 東山区総合庁舎 ○ 洛西総合庁舎 ○ 上京消防署 ○ 山科区総合庁舎 ○ 伏見区総合庁舎 ○ 左京区総合庁舎 ○ 下京区総合庁舎 ○ 深草総合庁舎 ○ 岩倉東公園 ○ ひと・まち交流館京都 ○ 醍醐総合庁舎 (追加) ○ 醍醐総合庁舎 ○ 岩倉証明書発行コーナー ○ 南区総合庁舎 ○ 神川出張所 ○ 東北部クリーンセンター ○ 京都市市民防災センター ○ 災害物資搬送センター ○ 国立京都国際会館 ○ 旧京都市創業支援工場 ○ 物品センター ○ 中京区総合庁舎 ○ 右京区総合庁舎 ○ 物品センター ○ 消防局本部庁舎 ○ 京北合同庁舎 ※ 避難所備蓄倉庫の拡充（教育委員会，行財政局）（平成29年8月1日現在） ○ 学校の余裕教室等を活用 149 箇所設置 (略)	3 福祉避難所における応急備蓄（保健福祉局保健福祉総務課）（略） ※ 備蓄物資（食料・水）の整備（行財政局）（平成30年8月1日現在） ○ アルファ化米 654,496 食 ○ お粥 111,550 食 ○ 補助食料 221,888 食 ○ 粉ミルク 2,712 缶 ○ 飲料水 638,961 本 ※ 拠点備蓄倉庫の整備（行財政局）（平成30年8月1日現在） ○ 北区総合庁舎 ○ 京都御池創生館 ○ 京北合同庁舎 ○ 上京区総合庁舎 ○ 佛教大学二条キャンパス ○ 京都アクアリーナ ○ 上京消防署 ○ 東山区総合庁舎 ○ 西京区総合庁舎 ○ 左京区総合庁舎 ○ 山科区総合庁舎 ○ 洛西総合庁舎 ○ 岩倉東公園 ○ 下京区総合庁舎 ○ 伏見区総合庁舎 ○ 岩倉証明書発行コーナー ○ ひと・まち交流館京都 ○ 深草総合庁舎 ○ 東北部クリーンセンター ○ 地下鉄京都駅 ○ 醍醐総合庁舎 ○ 国立京都国際会館 ○ 南区総合庁舎 ○ 神川出張所 ○ 中京区総合庁舎 ○ 京都市市民防災センター ○ 災害物資搬送センター ○ 消防局本部庁舎 ○ 右京区総合庁舎 ○ 物品センター ※ 避難所備蓄倉庫の拡充（教育委員会，行財政局）（平成30年8月1日現在） ○ 学校の余裕教室等を活用 195 箇所設置 (略)	・時点修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
155	※ 備蓄物資（生活必需品等）の整備（行財政局）（平成29年8月1日現在） <table><tr><td>○ 毛布（真空パック） 74,429 枚</td><td>○ トイレットペーパー 28,117 巻</td><td>○ 紙おむつ（大） 24,000 枚</td></tr><tr><td>○ 使い捨て哺乳瓶 23,000 本</td><td>○ 簡易トイレ 2,347 個</td><td>○ 生理用品 134,080 枚</td></tr><tr><td>○ 紙おむつ（小） 50,128 枚</td><td>○ アルミシート 229,400 枚</td><td>○ 凝固剤 94,940 回分</td></tr><tr><td>○ 仮設トイレ（貯留式） 431 基</td><td>○ 仮設トイレ（マンホール利用型） 1,000 基</td><td></td></tr></table> (略)	○ 毛布（真空パック） 74,429 枚	○ トイレットペーパー 28,117 巻	○ 紙おむつ（大） 24,000 枚	○ 使い捨て哺乳瓶 23,000 本	○ 簡易トイレ 2,347 個	○ 生理用品 134,080 枚	○ 紙おむつ（小） 50,128 枚	○ アルミシート 229,400 枚	○ 凝固剤 94,940 回分	○ 仮設トイレ（貯留式） 431 基	○ 仮設トイレ（マンホール利用型） 1,000 基		※ 備蓄物資（生活必需品等）の整備（行財政局）（平成30年8月1日現在） <table><tr><td>○ 毛布（真空パック） 76,003 枚</td><td>○ トイレットペーパー 28,117 巻</td><td>○ 紙おむつ（大） 24,000 枚</td></tr><tr><td>○ 使い捨て哺乳瓶 23,000 本</td><td>○ 簡易トイレ 2,347 個</td><td>○ 生理用品 134,080 枚</td></tr><tr><td>○ 紙おむつ（小） 50,128 枚</td><td>○ アルミシート 229,362 枚</td><td>○ 凝固剤 328,040 回分</td></tr><tr><td>○ 仮設トイレ（貯留式） 431 基</td><td>○ 仮設トイレ（マンホール利用型） 1,032 基</td><td></td></tr></table> (略)	○ 毛布（真空パック） 76,003 枚	○ トイレットペーパー 28,117 巻	○ 紙おむつ（大） 24,000 枚	○ 使い捨て哺乳瓶 23,000 本	○ 簡易トイレ 2,347 個	○ 生理用品 134,080 枚	○ 紙おむつ（小） 50,128 枚	○ アルミシート 229,362 枚	○ 凝固剤 328,040 回分	○ 仮設トイレ（貯留式） 431 基	○ 仮設トイレ（マンホール利用型） 1,032 基		・時点修正
○ 毛布（真空パック） 74,429 枚	○ トイレットペーパー 28,117 巻	○ 紙おむつ（大） 24,000 枚																									
○ 使い捨て哺乳瓶 23,000 本	○ 簡易トイレ 2,347 個	○ 生理用品 134,080 枚																									
○ 紙おむつ（小） 50,128 枚	○ アルミシート 229,400 枚	○ 凝固剤 94,940 回分																									
○ 仮設トイレ（貯留式） 431 基	○ 仮設トイレ（マンホール利用型） 1,000 基																										
○ 毛布（真空パック） 76,003 枚	○ トイレットペーパー 28,117 巻	○ 紙おむつ（大） 24,000 枚																									
○ 使い捨て哺乳瓶 23,000 本	○ 簡易トイレ 2,347 個	○ 生理用品 134,080 枚																									
○ 紙おむつ（小） 50,128 枚	○ アルミシート 229,362 枚	○ 凝固剤 328,040 回分																									
○ 仮設トイレ（貯留式） 431 基	○ 仮設トイレ（マンホール利用型） 1,032 基																										
158	(3) 応急給水資機材の整備（上下水道局資器材・防災センター） 上下水道局資器材・防災センターは、応急給水に必要な（追加）資機材を資器材・防災センター，営業所等の備蓄庫に保管するとともに，その充実を図っていく。 (4) 水質管理体制の整備（上下水道局技術監理室水質管理センター） (略) ※ 応急給水槽の整備（上下水道局） ○ 上下水道局（追加）資器材・防災センター，元東山営業所，東部営業所，南部営業所，南部給水工事課 (略) (5) 生活用水の確保（行財政局防災危機管理室，保健福祉局医務衛生課，教育委員会事務局教育環境整備室，上下水道局下水道部管理課） (略) イ 下水高度処理水の有効利用（上下水道局（追加）下水道部管理課） (略) ウ 雨水の有効利用（上下水道局（追加）下水道部管理課） (略) ※災害時協力井戸登録 622件（行財政局）（平成29年7月1日現在） ※下水高度処理水・雨水の有効利用（上下水道局） ※雨水貯留タンクの設置（行財政局，教育委員会） (略)	(3) 応急給水資機材の整備（上下水道局総務課） 上下水道局総務課は，応急給水に必要な資機材を旧資器材・防災センター，営業所等の備蓄庫に保管するとともに，その充実を図っていく。 (4) 水質管理体制の整備（上下水道局技術監理室水質管理センター） (略) ※ 応急給水槽の整備（上下水道局） ○ 上下水道局旧資器材・防災センター，旧東山営業所，東部営業所，南部営業所，南部給水工事課 (略) (5) 生活用水の確保（行財政局防災危機管理室，保健福祉局医務衛生課，教育委員会事務局教育環境整備室，上下水道局下水道部管理課） (略) イ 下水高度処理水の有効利用（上下水道局下水道部管理課） (略) ウ 雨水の有効利用（上下水道局下水道部管理課） (略) ※災害時協力井戸登録 635件（行財政局）（平成30年7月1日現在） ※下水高度処理水・雨水の有効利用（上下水道局） ※雨水貯留タンクの設置（行財政局，教育委員会） (略)	・字句修正 ・担当修正 ・時点修正																								

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
159	(3) 仮設トイレの衛生指導体制の整備（保健福祉局（健康安全課，医療衛生センター），区役所，<u>上下水道局下水道部管理課</u>） 保健福祉局（健康安全課，医療衛生センター），区役所，<u>上下水道局下水道部管理課</u>は，避難所等における衛生環境の確保，仮設トイレの設置方法を想定し，仮設トイレの衛生管理指導体制の整備を図る。	(3) 仮設トイレの衛生指導体制の整備（保健福祉局（健康安全課，医療衛生センター），区役所 <u>（削除）</u>） 保健福祉局（健康安全課，医療衛生センター），区役所 <u>（削除）</u> は，避難所等における衛生環境の確保，仮設トイレの設置方法を想定し，仮設トイレの衛生管理指導体制の整備を図る。	・担当修正
161	2 障害物除去計画の検討 (1) 障害物仮置場予定地の検討（建設局（建設総務課，土木管理課，土木事務所）） 災害発生後の緊急輸送路を確保するためには，緊急交通路<u>候補</u>路線や緊急輸送道路計画路線における障害物の除去は緊急度の高い活動である。（略）	2 障害物除去計画の検討 (1) 障害物仮置場予定地の検討（建設局（建設総務課，土木管理課，土木事務所）） 災害発生後の緊急輸送路を確保するためには，緊急交通路<u>指定予定</u>路線や緊急輸送道路計画路線における障害物の除去は緊急度の高い活動である。（略）	・京都府ホームページとの文言統一に伴う字句修正
165	※ し尿収集体制の整備（環境政策局） ※ 仮設トイレの備蓄・調達計画（行財政局，環境政策局） ○ 仮設トイレ（貯留式） 431基（平成<u>29</u>年7月1日現在） ※ 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備（行財政局，上下水道局） ○ 災害用マンホールトイレの整備 ○ 仮設トイレ（マンホール利用型） <u>1000</u>基（平成<u>29</u>年7月1日現在） ※ 震災時に対応可能な公衆トイレの整備検討（行財政局，環境政策局等）	※ し尿収集体制の整備（環境政策局） ※ 仮設トイレの備蓄・調達計画（行財政局，環境政策局） ○ 仮設トイレ（貯留式） 431基（平成<u>30</u>年7月1日現在） ※ 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備（行財政局，上下水道局） ○ 災害用マンホールトイレの整備 ○ 仮設トイレ（マンホール利用型） <u>1,032</u>基（平成<u>30</u>年7月1日現在） ※ 震災時に対応可能な公衆トイレの整備検討（行財政局，環境政策局等）	・時点修正
169	(2) 文化財等の消防活動対策（消防局予防<u>部（追加）</u>）（略） (3) 文化財と地域を一体としてまもる取組の推進（消防局予防<u>部（追加）</u>）（略）	(2) 文化財等の消防活動対策（消防局（予防<u>課，消防救助課）</u>）（略） (3) 文化財と地域を一体としてまもる取組の推進（消防局<u>（予防課，警防計画課）</u>）（略）	・担当修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
174	(1) 迅速な被害認定体制の整備（区役所，消防局（<u>警防計画課</u>，予防課）） 区役所，消防局（<u>警防計画課</u>，予防課）は，災害救助法の適用申請に必要な被害の認定基準に熟知し，迅速な被害認定の実施体制を整備する。 なお，京都市第3次地震被害想定結果に基づき，被害認定に要する要員数・時間をあらかじめ把握し，被害概況報告結果や被災建築物の応急危険度判定結果等により適用見込みを迅速に判断できる体制を併せて整備する。 (2) 応援体制の整備（区役所，消防局（<u>警防計画課</u>，予防課）） 区役所，消防局（<u>警防計画課</u>，予防課）は，京都市第3次地震被害想定結果に基づく，被害認定に要する要員数・時間の予測結果から，他都市等に対する被害認定調査の応援要請が必要であると判断される場合は，あらかじめ応援要請・受入体制の整備を図る。	(1) 迅速な被害認定体制の整備（区役所，消防局（<u>削除</u>）予防課） 区役所，消防局（<u>削除</u>）予防課は，災害救助法の適用申請に必要な被害の認定基準に熟知し，迅速な被害認定の実施体制を整備する。 なお，京都市第3次地震被害想定結果に基づき，被害認定に要する要員数・時間をあらかじめ把握し，被害概況報告結果や被災建築物の応急危険度判定結果等により適用見込みを迅速に判断できる体制を併せて整備する。 (2) 応援体制の整備（区役所，消防局（<u>削除</u>）予防課） 区役所，消防局（<u>削除</u>）予防課は，京都市第3次地震被害想定結果に基づく，被害認定に要する要員数・時間の予測結果から，他都市等に対する被害認定調査の応援要請が必要であると判断される場合は，あらかじめ応援要請・受入体制の整備を図る。	・担当修正
175	2 災害ボランティア活動の拠点整備 （略） (2) 区災害ボランティアセンターの機能の確立（区役所，文化市民局地域自治推進室，保健福祉局健康長寿企画課，<u>子ども若者はぐくみ局</u>，京都市災害ボランティアセンター） （略）	2 災害ボランティア活動の拠点整備 （略） (2) 区災害ボランティアセンターの機能の確立（区役所，文化市民局地域自治推進室，保健福祉局健康長寿企画課，<u>（削除）</u>京都市災害ボランティアセンター） （略）	・担当修正
176	3 災害時のボランティア・ネットワーク体制の構築 （略） (3) 区における災害時のボランティア受入体制の確立に向けた支援（区役所，文化市民局地域自治推進室，保健福祉局健康長寿企画課，<u>子ども若者はぐくみ局</u>，京都市災害ボランティアセンター） （略）	3 災害時のボランティア・ネットワーク体制の構築 （略） (3) 区における災害時のボランティア受入体制の確立に向けた支援（区役所，文化市民局地域自治推進室，保健福祉局健康長寿企画課，<u>（削除）</u>京都市災害ボランティアセンター） （略）	・担当修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
178	2 ガス施設対策 <u>(1) ガス製造設備</u> <u>ア 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設の設備については耐震性を維持するため重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。</u> <u>イ 二次災害の発生を防止するため、地震発生時に確実にガス製造設備等の被害状況を点検し、必要な措置を行うための地震時の行動基準等をあらかじめ定める。</u> <u>(2) ガス供給設備</u> ア 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮して、計画的に入替、補強等必要に応じた対策を講じる。 イ 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を行う。 ウ 地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメーター、遠隔ガス遮断装置、地区ガバナー感震自動ガス遮断装置の設置を進める。 3 その他防災施設 (1) 検知・警報設備 災害発生時において速やかな状況把握を行い、所要の措置を講じるため、必要に応じて<u>製造所</u>、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。 (略)	2 ガス施設対策 <u>(削除)</u> <u>(1) ガス供給設備</u> ア 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮して、計画的に入替、補強等必要に応じた対策を講じる。 イ 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を行う。 ウ 地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメーター、遠隔ガス遮断装置、地区ガバナー感震自動ガス遮断装置の設置を進める。 3 その他防災施設 (1) 検知・警報設備 災害発生時において速やかな状況把握を行い、所要の措置を講じるため、必要に応じて<u>(削除)</u>供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。 (略)	当該地区に製造設備がないため項目削除及び字句修正

平成 3 0 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
179	4 教育・訓練 (1) 防災教育 ガスの<u>製造設備</u>，供給設備に関する防災意識の高揚を図り，ガスに関する災害の発生防止に努めるため，災害に関する専門知識，関係法令，保安規程等について，社員等関係者に対する教育を実施する。 (略)	4 教育・訓練 (1) 防災教育 ガスの<u>(削除)</u>供給設備に関する防災意識の高揚を図り，ガスに関する災害の発生防止に努めるため，災害に関する専門知識，関係法令，保安規程等について，社員等関係者に対する教育を実施する。 (略)	当該地区に製造設備がないための文言修正
180	3 送・配水施設等 (1) 送水管・配水管の耐震化（上下水道局水道部管理課） 配水管等の新設，布設替えに際しては，高機能ダクトイル<u>鉄管</u>を使用し，耐震化をさらに推進する。 (略) 6 その他 (1) 給水管の耐震化（上下水道局水道部<u>給水</u>課）	3 送・配水施設等 (1) 送水管・配水管の耐震化（上下水道局水道部管理課） 配水管等の新設，布設替えに際しては，高機能ダクトイル<u>鋳鉄管</u>を使用し，耐震化をさらに推進する。 (略) 6 その他 (1) 給水管の耐震化（上下水道局水道部<u>水道管路</u>課）	・字句修正 ・担当修正
181	(2) 図面管理（上下水道局水道部管理課） (略) ※ <u>上水道施設整備事業計画（平成 25 年～29 年）（上下水道局）</u> ○ <u>配水管の更新及び耐震化の更なる推進</u> ○ <u>水道施設耐震化計画に基づく施設の改築更新及び耐震化の推進</u> ○ <u>耐震性を有する新たな新山科浄水場導水トンネルの建設</u> ○ <u>高度浄水処理施設の整備</u>	(2) 図面管理（上下水道局水道部管理課） (略) ※ <u>水道整備事業計画（2018～2022）（上下水道局）</u> ○ <u>管路の改築更新・耐震化</u> ○ <u>施設の改築更新・耐震化</u> ○ <u>新山科浄水場トンネルの更新・耐震化</u>	・新事業策定に伴う参考事業修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
182	(3) 下水道管路台帳の整備，保管（上下水道局下水道部管理課） （略） ウ 災害時対策用端末の配備 スタンドアロン型の下水道台帳管理システムを<u>資器材防災センター</u>，きた及びみなみ下水道管路管理センターへ配備 （略） 3 下水道施設，資源の防災活用 下水道施設は，広大な敷地や<u>数多くのストック</u>を有しており，災害時に下水道機能の支障のない範囲において防災活動を行うスペースとして，また，高度処理水や雨水貯留施設に貯留されている雨水については，災害時に不足する雑用水等として活用する。 （略） ※ 中期経営プラン(<u>2013-2017</u>) 下水道事業（上下水道局） （略）	(3) 下水道管路台帳の整備，保管（上下水道局下水道部管理課） （略） ウ 災害時対策用端末の配備 スタンドアロン型の下水道台帳管理システムを<u>旧資器材・防災センター</u>，きた及びみなみ下水道管路管理センターへ配備 （略） 3 下水道施設，資源の防災活用 下水道施設は，広大な敷地や<u>豊富な水資源</u>を有しており，災害時に下水道機能の支障のない範囲において防災活動を行うスペースとして，また，高度処理水や雨水貯留施設に貯留されている雨水については，災害時に不足する雑用水等として活用する。 （略） ※ 中期経営プラン(<u>2018-2022</u>) 下水道事業（上下水道局） （略）	・字句修正 ・時点修正
189	1 帰宅困難者支援体制の整備 （略） (4) 緊急避難先等の整備について（行財政局防災危機管理室，産業観光局観光MICE推進室，都市計画局まち再生・創造推進室） ア 緊急避難広場 緊急避難広場とは，災害直後，観光客等の安全を確保するため，一時的な滞留及び災害情報の提供などを行う場所 ※ 緊急避難広場の指定 ○ 緊急避難広場 50箇所（平成<u>29</u>年7月1日現在） イ 一時滞在施設 一時滞在施設とは，緊急避難広場で滞留している観光客が休憩及び宿泊できる場所 ※ 一時滞在施設の指定 ○ 一時滞在施設 <u>142</u>箇所（平成<u>29</u>年7月1日現在）	1 帰宅困難者支援体制の整備 （略） (4) 緊急避難先等の整備について（行財政局防災危機管理室，産業観光局観光MICE推進室，都市計画局まち再生・創造推進室） ア 緊急避難広場 緊急避難広場とは，災害直後，観光客等の安全を確保するため，一時的な滞留及び災害情報の提供などを行う場所 ※ 緊急避難広場の指定 ○ 緊急避難広場 50箇所（平成<u>30</u>年7月1日現在） イ 一時滞在施設 一時滞在施設とは，緊急避難広場で滞留している観光客が休憩及び宿泊できる場所 ※ 一時滞在施設の指定 ○ 一時滞在施設 <u>140</u>箇所（平成<u>30</u>年7月1日現在）	・時点修正

平成 3 0 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
190	ウ 避難誘導団体 避難誘導団体とは、災害直後、観光客を緊急避難広場に誘導し、災害情報の提供、支援内容ごとの案内を行う団体 ※ 避難誘導団体の指定 ○ 避難誘導団体 24団体（平成29年7月1日現在）	ウ 避難誘導団体 避難誘導団体とは、災害直後、観光客を緊急避難広場に誘導し、災害情報の提供、支援内容ごとの案内を行う団体 ※ 避難誘導団体の指定 ○ 避難誘導団体 24団体（平成30年7月1日現在）	・時点修正
191	5 徒歩帰宅への備え （略） ※ 避難誘導体制の整備状況（平成28年7月1日現在） （略）	5 徒歩帰宅への備え （略） ※ 避難誘導体制の整備状況（平成30年7月1日現在） （略）	・時点修正
201	1.3.1 京都市災害対策本部の設置を決定する（本部長（市長）） 市長は、京都市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、「京都市災害対策本部」を設置する。 （京都市災害対策本部） ア 京都市域で震度5弱（京都地方気象台発表。以下同じ。）以上の地震が発生したとき。 イ <u>大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域に警戒宣言が発令されたとき、又は南海トラフ地震が発生したとき。</u> ウ 地震による被害により総合的な応急対策の必要があるとき。<u>ただし、震度4以下の地震時にあっても、被害等の発生状況により応急対策が必要と認められる場合においては、本部を設置し、必要な配備体制を発令する。</u>	1.3.1 京都市災害対策本部の設置を決定する（本部長（市長）） 市長は、京都市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、「京都市災害対策本部」を設置する。 （京都市災害対策本部） ア 京都市域で震度5弱（京都地方気象台発表。以下同じ。）以上の地震が発生したとき。 イ <u>（削除）</u>南海トラフ地震が発生したとき。 ウ 地震による被害により総合的な応急対策の必要があるとき。<u>（削除）</u>	・警戒宣言（東海地震予知情報）の運用停止に伴う文言修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
207	1.10.6 ボランティア組織等と協力する（各部，区本部） （略） <u>（追加）</u>	1.10.6 ボランティア組織等と協力する（各部，区本部） （略） <u>(3) ライフライン関係機関との協力</u> <u>1.10.7 ライフラインの復旧調整を行う（本部事務局）</u> <u>各ライフラインの復旧について情報収集又は調整の必要があるときは，災害対策本部は各ライフライン事業者に情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請して，各ライフラインの被災状況，復旧状況等の情報共有する場を設置することとし，被災状況に応じて復旧の日程や箇所等の調整を行う。</u>	・ライフライン関係機関との連携強化を図るため項目追加																								
213	（略） 2.6.9 京都市職員を派遣する（行財政部庶務班 <u>（追加）</u> ） 行財政部長（行財政部庶務班 <u>（追加）</u> ）は本部長から職員派遣について指示があった場合，本部事務局と連携し，次の要領により職員の配備，派遣等を行う。	（略） 2.6.9 京都市職員を派遣する（行財政部 <u>（庶務班，人事班）</u> ） 行財政部長（行財政部 <u>（庶務班，人事班）</u> ）は本部長から職員派遣について指示があった場合，本部事務局と連携し，次の要領により職員の配備，派遣等を行う。	・担当修正																								
216	3.2 被害情報を収集する （略） （被害状況の区分・収集（取りまとめ）（部門別の被害）） <table><tr><td>情報の区分</td><td>情報の内容</td><td>担当部（主）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>医療施設被害</td><td>病院等医療施設の被害</td><td>保健福祉部，<u>子ども若者はぐくみ部</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	情報の区分	情報の内容	担当部（主）	（略）	（略）	（略）	医療施設被害	病院等医療施設の被害	保健福祉部， <u>子ども若者はぐくみ部</u>	（略）	（略）	（略）	3.2 被害情報を収集する （略） （被害状況の区分・収集（取りまとめ）（部門別の被害）） <table><tr><td>情報の区分</td><td>情報の内容</td><td>担当部（主）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>医療施設被害</td><td>病院等医療施設の被害</td><td>保健福祉部 <u>（削除）</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	情報の区分	情報の内容	担当部（主）	（略）	（略）	（略）	医療施設被害	病院等医療施設の被害	保健福祉部 <u>（削除）</u>	（略）	（略）	（略）	・担当修正
情報の区分	情報の内容	担当部（主）																									
（略）	（略）	（略）																									
医療施設被害	病院等医療施設の被害	保健福祉部， <u>子ども若者はぐくみ部</u>																									
（略）	（略）	（略）																									
情報の区分	情報の内容	担当部（主）																									
（略）	（略）	（略）																									
医療施設被害	病院等医療施設の被害	保健福祉部 <u>（削除）</u>																									
（略）	（略）	（略）																									
217	3.3 被害情報を報告する 災害による被害報告等に使用する用語，被害程度の認定基準については，内閣府作成「災害の被害認定基準について」「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき，資料3－3－ <u>6</u> のとおりとする。 ※ 資料3－3－5 災害時に使用する用語及び被害程度の認定基準	3.3 被害情報を報告する 災害による被害報告等に使用する用語，被害程度の認定基準については，内閣府作成「災害の被害認定基準について」「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき，資料3－3－ <u>5</u> のとおりとする。 ※ 資料3－3－5 災害時に使用する用語及び被害程度の認定基準	・錯誤修正																								

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
229	5.1.2 他の公共団体等へ応援を要請する（本部長） 本部長は、各部等の長から応援要請があり、応援要請の基準に該当すると認められるときは、災害対策基本法などの関係法令、<u>（追加）</u>、「関西広域応援・受援実施要綱」、「指定都市市長会行動計画」、相互応援協定等により、他の地方公共団体等の長に対して必要な応援要請を行う。 （略） ※ 資料3－5－2 応援要請の種類（一覧表） <u>（追加）</u> （略）	5.1.2 他の公共団体等へ応援を要請する（本部長） 本部長は、各部等の長から応援要請があり、応援要請の基準に該当すると認められるときは、災害対策基本法などの関係法令、<u>「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」</u>、「関西広域応援・受援実施要綱」、「指定都市市長会行動計画」、相互応援協定等により、他の地方公共団体等の長に対して必要な応援要請を行う。 （略） ※ 資料3－5－2 応援要請の種類（一覧表） <u>※ 資料3－5－3 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱</u> （略）	・新設要綱追加 ・参照資料追加
238	6.2.8 要配慮者に確実に伝達されるよう配慮する（自主防災組織，自治会等） （略） （避難勧告等の伝達系統） 本部長による避難勧告等の伝達系統図 （図略） 多メディア一斉送信システム（<u>電子メール</u>・電話・FAX） 区本部長による避難勧告等の伝達系統図 （図略） 多メディア一斉送信システム（<u>電子メール</u>・電話・FAX） （略）	6.2.8 要配慮者に確実に伝達されるよう配慮する（自主防災組織，自治会等） （略） （避難勧告等の伝達系統） 本部長による避難勧告等の伝達系統図 （図略） 多メディア一斉送信システム（<u>（削除）</u>電話・FAX） 区本部長による避難勧告等の伝達系統図 （図略） 多メディア一斉送信システム（<u>（削除）</u>電話・FAX） （略）	・錯誤修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
245	7.2.1 自治会，社会福祉協議会，自主防災会（追加）等と情報交換を行う（区本部） （略） 7.2.3 自治会，社会福祉協議会，自主防災会（追加）等と連携して安全確認を行う（区本部） 区本部管理担当者は，既に住民が避難している場合には，自治会，社会福祉協議会，自主防災会（追加）等と連携して避難所の安全確認を行う。 （略）	7.2.1 自治会，社会福祉協議会，自主防災会，施設管理者等と情報交換を行う（区本部） （略） 7.2.3 自治会，社会福祉協議会，自主防災会，施設管理者等と連携して安全確認を行う（区本部） 区本部管理担当者は，既に住民が避難している場合には，自治会，社会福祉協議会，自主防災会，施設管理者等と連携して避難所の安全確認を行う。 （略）	・連絡体制の充実
268	10.1.1 道路被災状況等を把握する（建設部（土木事務所班）等道路管理者） 建設部（土木事務所班）等道路管理者は，緊急輸送道路ネットワーク計画図に定めた道路や緊急交通路候補路線を中心に，速やかに道路パトロールを実施し，道路の被災状況等を把握する。道路被災状況は，京都府警察に情報提供する。 ※ 資料2-3-10-1 緊急輸送道路ネットワーク計画図 ※ 資料3-10-1 緊急交通路候補路線（京都市域） （略） 10.1.3 啓開路線を選定する（建設部（土木事務所班）等道路管理者） （略） （啓開路線候補） ア 緊急交通路候補路線 イ 緊急輸送道路（第1次～第3次） ウ その他主要な防災拠点等を結ぶ路線 10.1.4 緊急交通路の代替路線を判断する（建設部（土木事務所班）等道路管理者） 建設部（土木事務所班）等道路管理者は，緊急交通路候補路線の被害状況が著しく，道路啓開に長時間を要すると判断する場合は，代替緊急交通路を判断し，その情報を京都府警察に提供する。	10.1.1 道路被災状況等を把握する（建設部（土木事務所班）等道路管理者） 建設部（土木事務所班）等道路管理者は，緊急輸送道路ネットワーク計画図に定めた道路や緊急交通路指定予定路線を中心に，速やかに道路パトロールを実施し，道路の被災状況等を把握する。道路被災状況は，京都府警察に情報提供する。 ※ 資料2-3-10-1 緊急輸送道路ネットワーク計画図 ※ 資料3-10-1 緊急交通路指定予定路線（京都市域） （略） 10.1.3 啓開路線を選定する（建設部（土木事務所班）等道路管理者） （略） （啓開路線候補） ア 緊急交通路指定予定路線 イ 緊急輸送道路（第1次～第3次） ウ その他主要な防災拠点等を結ぶ路線 10.1.4 緊急交通路の代替路線を判断する（建設部（土木事務所班）等道路管理者） 建設部（土木事務所班）等道路管理者は，緊急交通路指定予定路線の被害状況が著しく，道路啓開に長時間を要すると判断する場合は，代替緊急交通路を判断し，その情報を京都府警察に提供する。	・京都府ホームページとの文言統一に伴う字句修正・名称変更

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
269	10.2.1 緊急交通路を指定する（京都府警察） （略） ※ 資料3－10－1 緊急交通路 <u>候補</u> 路線（京都市域）	10.2.1 緊急交通路を指定する（京都府警察） （略） ※ 資料3－10－1 緊急交通路 <u>指定予定</u> 路線（京都市域）	・京都府警ホームページとの文言統一に伴う字句修正																								
273	第11節 災害警備・交通規制 （略） ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>11.2交通規制を行う</td><td>京都府警察</td><td>11.2.4 <u>う回路を指定する</u> （略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	（略）	（略）	（略）	11.2交通規制を行う	京都府警察	11.2.4 <u>う回路を指定する</u> （略）	（略）	（略）	（略）	第11節 災害警備・交通規制 （略） ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>11.2交通規制を行う</td><td>京都府警察</td><td>11.2.4 <u>う回路の設定・誘導をする</u> （略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	（略）	（略）	（略）	11.2交通規制を行う	京都府警察	11.2.4 <u>う回路の設定・誘導をする</u> （略）	（略）	（略）	（略）	・警察長通達（H24.3.8）に合わせた文言修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																									
（略）	（略）	（略）																									
11.2交通規制を行う	京都府警察	11.2.4 <u>う回路を指定する</u> （略）																									
（略）	（略）	（略）																									
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																									
（略）	（略）	（略）																									
11.2交通規制を行う	京都府警察	11.2.4 <u>う回路の設定・誘導をする</u> （略）																									
（略）	（略）	（略）																									
274	11.2.2 被災地に通じる道路に道路交通法に基づく交通規制を実施する 警察署長等は、災害対策基本法に基づく交通規制が実施されるまでの間、被災地に通じる道路（緊急交通路 <u>候補</u> 路線等）に道路交通法に基づく交通規制を実施する。	11.2.2 被災地に通じる道路に道路交通法に基づく交通規制を実施する 警察署長等は、災害対策基本法に基づく交通規制が実施されるまでの間、被災地に通じる道路（緊急交通路 <u>指定予定</u> 路線等）に道路交通法に基づく交通規制を実施する。	・京都府警ホームページとの文言統一に伴う字句修正																								
275	11.2.4 <u>う回路を指定する</u> <u>京都府公安委員会は、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めたときは、う回路を指定する。</u>	11.2.4 <u>う回路の設定・誘導をする</u> <u>警察本部長は、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めたときは、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険個所がないことを確認した上で、う回路の設定・誘導をする。</u>	・警察長通達（H24.3.8）に合わせた文言修正																								

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
278	12.3.3 各部職員用の食料の調達を依頼する（行財政部厚生班） 行財政部厚生班は、 <u>（追加）</u> 市職員用の調達必要食料数をまとめ、産業観光部へ食料調達を要請する。 （略）	12.3.3 各部職員用の食料の調達を依頼する（行財政部厚生班） 行財政部厚生班は、 <u>各部等から依頼のあった</u> 市職員用の調達必要食料数をまとめ、産業観光部へ食料調達を要請する。 （略）	・文言修正
283	13.3.3 各部職員用の生活必需品の調達を依頼する（行財政部厚生班） 行財政部厚生班は、 <u>（追加）</u> 市職員用の調達必要生活必需品数をまとめ、産業観光部へ生活必需品調達を要請する。	13.3.3 各部職員用の生活必需品の調達を依頼する（行財政部厚生班） 行財政部厚生班は、 <u>各部等から依頼のあった</u> 市職員用の調達必要生活必需品数をまとめ、産業観光部へ生活必需品調達を要請する。	・文言修正
286	14.2.3 関係会社・18大都市職員を暫定的に <u>（追加）</u> 資器材・防災センター、各浄水場で受け入れる（上下水道部 <u>資器材防災班</u> ） 上下水道部 <u>資器材防災班</u> は、関係会社や他都市等の応急対策に従事する職員を、暫定的に <u>（追加）</u> 資器材・防災センター及び各浄水場で受け入れる。 14.2.4 応援職員等を各事業所で受け入れる（上下水道部 <u>資器材防災班</u> ） 上下水道部 <u>資器材防災班</u> は、応援職員等を、その後、状況に応じて各事業所で受け入れる。 （略）	14.2.3 関係会社・18大都市職員を暫定的に <u>旧</u> 資器材・防災センター、各浄水場で受け入れる（上下水道部 <u>総務班</u> ） 上下水道部 <u>総務班</u> は、関係会社や他都市等の応急対策に従事する職員を、暫定的に <u>旧</u> 資器材・防災センター及び各浄水場で受け入れる。 14.2.4 応援職員等を各事業所で受け入れる（上下水道部 <u>総務班</u> ） 上下水道部 <u>総務班</u> は、応援職員等を、その後、状況に応じて各事業所で受け入れる。 （略）	・字句修正
325	第22節 要配慮者への対応体制の整備 （略） ■ 基本方針 震災時には、各地域において避難行動要支援者に対する近隣者、自主防災組織等の支援体制の確立を図り、要配慮者の状態、程度に対応したきめ細かな救援を行う必要がある。そのため、社会福祉施設における入所者の安全確保、要配慮者への援護を考慮した防災情報の提供、避難所の運営、食料や物資等の供給、相談業務、社会福祉施設等への緊急受入れ、仮設住宅等でのケアなどの対策を関係団体や地域住民、ボランティア等と連携して実施する。 <u>（追加）</u>	第22節 要配慮者への対応体制の整備 （略） ■ 基本方針 震災時には、各地域において避難行動要支援者に対する近隣者、自主防災組織等の支援体制の確立を図り、要配慮者の状態、程度に対応したきめ細かな救援を行う必要がある。そのため、社会福祉施設における入所者の安全確保、要配慮者への援護を考慮した防災情報の提供、避難所の運営、食料や物資等の供給、相談業務、社会福祉施設等への緊急受入れ、仮設住宅等でのケアなどの対策を関係団体や地域住民、ボランティア等と連携して実施する。 <u>また、支援の際は、支援者の身体を守るが大前提であり、その安全確保に十分に留意した上で、地域の特性や災害の状況に応じ可能な範囲で避難支援行動に努める。</u>	・災害対策基本法第50条第2項に基づく文言修正

平成 3 0 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
330	22.4 要配慮者向け相談窓口を開設する 保健福祉部 <u>（追加）</u> は、高齢者や体の不自由な方など援護を必要とする要配慮者向け専門相談業務を実施する。 総合企画部は、日本語を解さない外国人向けの専門相談業務を実施する。 また、保健福祉部，<u>（追加）</u> 総合企画部は、区本部が開設する臨時相談所における要配慮者を対象とした相談業務を支援する。 （略）	22.4 要配慮者向け相談窓口を開設する 保健福祉部，<u>子ども若者はぐくみ部</u> は、高齢者や体の不自由な方など援護を必要とする要配慮者向け専門相談業務を実施する。 総合企画部は、日本語を解さない外国人向けの専門相談業務を実施する。 また、保健福祉部，<u>子ども若者はぐくみ部</u>，総合企画部は、区本部が開設する臨時相談所における要配慮者を対象とした相談業務を支援する。 （略）	・担当修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																													
340	25-1.1.2 電力を融通する 災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。 25-1.1.3 被害状況を連絡する 京都市復旧連絡システムにより、被害状況等を連絡する。 <table><tr><th colspan="3">連絡先</th></tr><tr><td rowspan="2">京都支社</td><td>平日</td><td>業務グループ</td></tr><tr><td>休日・夜間</td><td>防災警備室</td></tr><tr><td rowspan="2">京都営業所</td><td>平日</td><td>業務グループ</td></tr><tr><td>休日・夜間</td><td>宿直</td></tr><tr><td rowspan="2">伏見営業所</td><td>平日</td><td>総務グループ</td></tr><tr><td>休日・夜間</td><td>宿直</td></tr></table>	連絡先			京都支社	平日	業務グループ	休日・夜間	防災警備室	京都営業所	平日	業務グループ	休日・夜間	宿直	伏見営業所	平日	総務グループ	休日・夜間	宿直	25-1.1.2 電力を融通する 災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。 25-1.1.3 連絡体制を確保する。 次の連絡体制により、緊急時の情報連携を図る。 <table><tr><th>行政機関</th><th>平日（8：50～17：30）</th><th>平日夜間及び土日祝</th><th>備考</th></tr><tr><td>京都市役所</td><td>京都支社統括グループ</td><td>京都支社統括グループ</td><td></td></tr><tr><td>北区役所</td><td>京都支社統括グループ</td><td>京都配電営業所</td><td></td></tr><tr><td>上京区役所</td><td>京都支社統括グループ</td><td>京都配電営業所</td><td></td></tr><tr><td>左京区役所</td><td>京都支社統括グループ</td><td>京都配電営業所 京都支社統括グループ</td><td>（下記以外） 久多（上ノ町、中ノ町、宮ノ町、下ノ町、河合）</td></tr><tr><td>中京区役所</td><td>京都支社統括グループ</td><td>京都配電営業所</td><td></td></tr><tr><td>東山区役所</td><td>京都支社統括グループ</td><td>京都配電営業所</td><td></td></tr><tr><td>山科区役所</td><td>京都南部コミュニケーショングループ</td><td>伏見配電営業所</td><td></td></tr><tr><td>下京区役所</td><td>京都支社統括グループ</td><td>京都配電営業所</td><td></td></tr><tr><td>南区役所</td><td>京都支社統括グループ</td><td>京都配電営業所</td><td></td></tr><tr><td>右京区役所</td><td>京都支社統括グループ</td><td>京都配電営業所</td><td></td></tr><tr><td>西京区役所 洛西支所</td><td>京都支社統括グループ</td><td>京都配電営業所</td><td></td></tr><tr><td>伏見区役所</td><td>京都南部コミュニケーショングループ</td><td>伏見配電営業所</td><td>（下記以外）</td></tr><tr><td>深草支所</td><td rowspan="2">京都支社統括グループ</td><td>京都支社統括グループ</td><td>醍醐（一ノ切町、二ノ切町、三ノ切町）</td></tr><tr><td>醍醐支所</td><td>京都配電営業所</td><td>久我、竹田（向代町、川町、流池町）、羽束師</td></tr></table>	行政機関	平日（8：50～17：30）	平日夜間及び土日祝	備考	京都市役所	京都支社統括グループ	京都支社統括グループ		北区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所		上京区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所		左京区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所 京都支社統括グループ	（下記以外） 久多（上ノ町、中ノ町、宮ノ町、下ノ町、河合）	中京区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所		東山区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所		山科区役所	京都南部コミュニケーショングループ	伏見配電営業所		下京区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所		南区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所		右京区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所		西京区役所 洛西支所	京都支社統括グループ	京都配電営業所		伏見区役所	京都南部コミュニケーショングループ	伏見配電営業所	（下記以外）	深草支所	京都支社統括グループ	京都支社統括グループ	醍醐（一ノ切町、二ノ切町、三ノ切町）	醍醐支所	京都配電営業所	久我、竹田（向代町、川町、流池町）、羽束師	・関西電力防災業務計画に準じた文言修正 ・連携強化に伴う修正
連絡先																																																																																
京都支社	平日	業務グループ																																																																														
	休日・夜間	防災警備室																																																																														
京都営業所	平日	業務グループ																																																																														
	休日・夜間	宿直																																																																														
伏見営業所	平日	総務グループ																																																																														
	休日・夜間	宿直																																																																														
行政機関	平日（8：50～17：30）	平日夜間及び土日祝	備考																																																																													
京都市役所	京都支社統括グループ	京都支社統括グループ																																																																														
北区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所																																																																														
上京区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所																																																																														
左京区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所 京都支社統括グループ	（下記以外） 久多（上ノ町、中ノ町、宮ノ町、下ノ町、河合）																																																																													
中京区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所																																																																														
東山区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所																																																																														
山科区役所	京都南部コミュニケーショングループ	伏見配電営業所																																																																														
下京区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所																																																																														
南区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所																																																																														
右京区役所	京都支社統括グループ	京都配電営業所																																																																														
西京区役所 洛西支所	京都支社統括グループ	京都配電営業所																																																																														
伏見区役所	京都南部コミュニケーショングループ	伏見配電営業所	（下記以外）																																																																													
深草支所	京都支社統括グループ	京都支社統括グループ	醍醐（一ノ切町、二ノ切町、三ノ切町）																																																																													
醍醐支所		京都配電営業所	久我、竹田（向代町、川町、流池町）、羽束師																																																																													

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
340	25.1.1.4 広報活動を行う 停電による社会不安の除去のため、新聞、ラジオ等報道機関、広報車等により、電力施設被害状況および復旧状況の広報活動を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するための広報活動も行う。 (略)	25.1.1.4 広報活動を行う 停電による社会不安の除去のため、新聞、ラジオ等報道機関、広報車等を活用し、電力施設被害状況および復旧状況、復旧見通しについて、広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するための広報活動も行う。 (略)	・字句修正
341	25-1.2.2 対応要員を確保する 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、速やかに所属する対策組織に出勤する。 「非常災害時における復旧応援要綱（中央電力協議会策定）」に基づき、他電力会社及び電源開発株式会社に、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の要請を行う。 (略) 25-1.2.4 応急復旧工事を行う 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。<u>(追加)</u> なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。 (略)	25-1.2.2 対応要員を確保する 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。また、他電力会社、電源開発株式会社および電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。 (略) 25-1.2.4 応急復旧工事を行う 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。<u>また、復旧工事にあたっては、京都市災害対策本部や道路管理者等と緊密に連携を取りながら進める。</u> なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。 (略)	・関西電力防災業務計画に準じた文言修正

平成 3 0 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																										
345	25-3.3.4 災害用伝言ダイヤル171等を提供する 災害時、被災地への電話回線の <u>ふくそう</u> 緩和と安否情報の円滑な伝達を行うため、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用 <u>ブロードバンド</u> 伝言板（web171）を提供する。	25-3.3.4 災害用伝言ダイヤル171等を提供する 災害時、被災地への電話回線の <u>幅狭</u> 緩和と安否情報の円滑な伝達を行うため、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用 <u>(削除)</u> 伝言板（web171）を提供する。	・字句修正 ・名称変更																										
350	25-5 下水道施設の応急対策 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">25-5.3 災害応急復旧体制を確立する</td><td>上下水道部下水道班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>上下水道部<u>資器材防</u> <u>災</u>班</td><td>25-5.3.6 災害対策要員の食料、飲料水備蓄の活用、緊急調達を図る</td></tr><tr><td>上下水道部総務班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)	(略)	(略)	25-5.3 災害応急復旧体制を確立する	上下水道部下水道班	(略)	上下水道部 <u>資器材防</u> <u>災</u> 班	25-5.3.6 災害対策要員の食料、飲料水備蓄の活用、緊急調達を図る	上下水道部総務班	(略)	(略)	(略)	(略)	25-5 下水道施設の応急対策 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">25-5.3 災害応急復旧体制を確立する</td><td>上下水道部下水道班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>上下水道部<u>総務</u>班</td><td>25-5.3.6 災害対策要員の食料、飲料水備蓄の活用、緊急調達を図る</td></tr><tr><td>上下水道部総務班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)	(略)	(略)	25-5.3 災害応急復旧体制を確立する	上下水道部下水道班	(略)	上下水道部 <u>総務</u> 班	25-5.3.6 災害対策要員の食料、飲料水備蓄の活用、緊急調達を図る	上下水道部総務班	(略)	(略)	(略)	(略)	・担当修正
(略)	(略)	(略)																											
25-5.3 災害応急復旧体制を確立する	上下水道部下水道班	(略)																											
	上下水道部 <u>資器材防</u> <u>災</u> 班	25-5.3.6 災害対策要員の食料、飲料水備蓄の活用、緊急調達を図る																											
	上下水道部総務班	(略)																											
(略)	(略)	(略)																											
(略)	(略)	(略)																											
25-5.3 災害応急復旧体制を確立する	上下水道部下水道班	(略)																											
	上下水道部 <u>総務</u> 班	25-5.3.6 災害対策要員の食料、飲料水備蓄の活用、緊急調達を図る																											
	上下水道部総務班	(略)																											
(略)	(略)	(略)																											
352	25-5.3.6 災害対策要員の食料、飲料水備蓄の活用、緊急調達を図る（上下水道部 <u>資器材防</u> 災班） (略)	25-5.3.6 災害対策要員の食料、飲料水備蓄の活用、緊急調達を図る（上下水道部 <u>総務</u> 班） (略)	・担当修正																										

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																		
368	27-3 被災建築物の応急危険度判定 ■ 実施責任者：都市計画部長 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><th>(略)</th><th>(略)</th><th>(略)</th></tr><tr><td>27-3.2 民間建築物の応急危険度判定を行う</td><td>都市計画部建築指導班</td><td> 27-3.2.1 応急危険度判定の必要性を検討する 27-3.2.2 本部長に京都府への判定士等の必要な人員派遣を具申する 27-3.2.3 実施本部を設置する 27-3.2.4 判定作業の準備を行う 27-3.2.5 判定士等の輸送手段を確保する 27-3.2.6 住民への広報を行う 27-3.2.7 被災建築物の所有者からの建替や改修に係る相談に応じる 27-3.2.8 被災建築物の所有者からの相談に対応できるよう、建築関係団体への協力要請を行う 27-3.2.9 応急危険度判定を実施する </td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	27-3.2 民間建築物の応急危険度判定を行う	都市計画部建築指導班	27-3.2.1 応急危険度判定の必要性を検討する 27-3.2.2 本部長に京都府への判定士等の必要な人員派遣を具申する 27-3.2.3 実施本部を設置する 27-3.2.4 判定作業の準備を行う 27-3.2.5 判定士等の輸送手段を確保する 27-3.2.6 住民への広報を行う 27-3.2.7 被災建築物の所有者からの建替や改修に係る相談に応じる 27-3.2.8 被災建築物の所有者からの相談に対応できるよう、建築関係団体への協力要請を行う 27-3.2.9 応急危険度判定を実施する	27-3 被災建築物の応急危険度判定 ■ 実施責任者：都市計画部長 ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><th>(略)</th><th>(略)</th><th>(略)</th></tr><tr><td>27-3.2 民間建築物の応急危険度判定を行う</td><td>都市計画部建築指導班</td><td> 27-3.2.1 実施本部を設置する 27-3.2.2 判定実施要否を判断する 27-3.2.3 要判定区域、判定実施区域等 を検討、決定する 27-3.2.4 判定実施計画を策定する 27-3.2.5 支援本部（京都府）への支援 要請を行う 27-3.2.6 判定資機材を手配する 27-3.2.7 判定コーディネーター及び判 定士を配置する 27-3.2.8 判定士等の輸送、宿泊所の手 配等を行う 27-3.2.9 判定士等の受入れ・名簿作成 を行う 27-3.2.10 判定調査方法のガイダンス を行う 27-3.2.11 判定業務を開始する 27-3.2.12 判定結果を報告、活用する 27-3.2.13 住民への対応を行う 27-3.2.14 実施本部業務を終了する 27-3.2.15 被災建築物の所有者からの 建替や改修に係る相談に応じる 27-3.2.16 被災建築物の所有者からの 相談に対応できるよう、建築関 係団体への協力要請を行う </td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	27-3.2 民間建築物の応急危険度判定を行う	都市計画部建築指導班	27-3.2.1 実施本部を設置する 27-3.2.2 判定実施要否を判断する 27-3.2.3 要判定区域、判定実施区域等 を検討、決定する 27-3.2.4 判定実施計画を策定する 27-3.2.5 支援本部（京都府）への支援 要請を行う 27-3.2.6 判定資機材を手配する 27-3.2.7 判定コーディネーター及び判 定士を配置する 27-3.2.8 判定士等の輸送、宿泊所の手 配等を行う 27-3.2.9 判定士等の受入れ・名簿作成 を行う 27-3.2.10 判定調査方法のガイダンス を行う 27-3.2.11 判定業務を開始する 27-3.2.12 判定結果を報告、活用する 27-3.2.13 住民への対応を行う 27-3.2.14 実施本部業務を終了する 27-3.2.15 被災建築物の所有者からの 建替や改修に係る相談に応じる 27-3.2.16 被災建築物の所有者からの 相談に対応できるよう、建築関 係団体への協力要請を行う	・「2018 年度 版被災建築 物応急危険 度判定必携」 に準じた項 目修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																			
(略)	(略)	(略)																			
27-3.2 民間建築物の応急危険度判定を行う	都市計画部建築指導班	27-3.2.1 応急危険度判定の必要性を検討する 27-3.2.2 本部長に京都府への判定士等の必要な人員派遣を具申する 27-3.2.3 実施本部を設置する 27-3.2.4 判定作業の準備を行う 27-3.2.5 判定士等の輸送手段を確保する 27-3.2.6 住民への広報を行う 27-3.2.7 被災建築物の所有者からの建替や改修に係る相談に応じる 27-3.2.8 被災建築物の所有者からの相談に対応できるよう、建築関係団体への協力要請を行う 27-3.2.9 応急危険度判定を実施する																			
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																			
(略)	(略)	(略)																			
27-3.2 民間建築物の応急危険度判定を行う	都市計画部建築指導班	27-3.2.1 実施本部を設置する 27-3.2.2 判定実施要否を判断する 27-3.2.3 要判定区域、判定実施区域等 を検討、決定する 27-3.2.4 判定実施計画を策定する 27-3.2.5 支援本部（京都府）への支援 要請を行う 27-3.2.6 判定資機材を手配する 27-3.2.7 判定コーディネーター及び判 定士を配置する 27-3.2.8 判定士等の輸送、宿泊所の手 配等を行う 27-3.2.9 判定士等の受入れ・名簿作成 を行う 27-3.2.10 判定調査方法のガイダンス を行う 27-3.2.11 判定業務を開始する 27-3.2.12 判定結果を報告、活用する 27-3.2.13 住民への対応を行う 27-3.2.14 実施本部業務を終了する 27-3.2.15 被災建築物の所有者からの 建替や改修に係る相談に応じる 27-3.2.16 被災建築物の所有者からの 相談に対応できるよう、建築関 係団体への協力要請を行う																			

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
369	27-3.2 民間建築物の応急危険度判定を行う 地震災害により被災した建築物の安全性を確保する第一義的な責任は原則としてその所有者であるが、余震による倒壊等危険な状況であるにもかかわらず、災害の状況によっては、所有者等が継続的に使用・放置等し、多くの市民が二次災害の危険にさらされる可能性があることから、それを回避するため、緊急的な措置として被災建築物の応急危険度の判定を実施するとともに、居住者等に対して避難等の喚起を行う。 27-3.2.1 <u>応急危険度判定の必要性を検討する（都市計画部建築指導班）</u> <u>都市計画部長（都市計画部建築指導班）は、地震発生後、概略的な被害情報に基づき、速やかに応急危険度判定の必要性を検討する。</u> ⇒ 3.3.1 災害の概況を本部長に報告する 27-3.2.2 <u>本部長に京都府への判定士等の必要な人員派遣を具申する（都市計画部建築指導班）</u> <u>都市計画部建築指導班は、応急危険度判定の必要があると判断する場合には、本部長に報告するとともに、京都府への判定士等の必要な人員の派遣要請を具申する。</u> ⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する 27-3.2.3 <u>実施本部を設置する（都市計画部建築指導班）</u> <u>応急危険度判定の実施を決定したときは、都市計画部長（都市計画部建築指導班）は、関係部等と連携して実施本部を設置し、必要な体制を整える。</u>	27-3.2 民間建築物の応急危険度判定を行う 地震災害により被災した建築物の安全性を確保する第一義的な責任は原則としてその所有者であるが、余震による倒壊等危険な状況であるにもかかわらず、災害の状況によっては、所有者等が継続的に使用・放置等し、多くの市民が二次災害の危険にさらされる可能性があることから、それを回避するため、緊急的な措置として被災建築物の応急危険度の判定を実施するとともに、居住者等に対して避難等の喚起を行う。 27-3.2.1 <u>実施本部を設置する（都市計画部建築指導班）（実施本部長（建築指導部長））</u> <u>都市計画部長（都市計画部建築指導班）は、あらかじめ定められた震度以上の地震が発生した場合、実施本部を立ち上げ、災害対策本部及び京都府に実施本部を設置したことを連絡する。</u> 27-3.2.2 <u>判定実施要否を判断する（都市計画部建築指導班）</u> <u>ア 実施本部長は、被害の状況に応じて、判定実施の要否を判断し、速やかに災害対策本部及び支援本部（京都府）に判定要否を連絡する。</u> <u>イ 実施本部長は、判定を実施するに当たって、実施本部の構成組織を整備し、必要な人員を配置する。</u> 27-3.2.3 <u>要判定区域、判定実施区域等を検討、決定する（都市計画部建築指導班）</u> <u>実施本部（都市計画部建築指導班）は、被害情報などを基に地震の規模、被災範囲を推定し、建築物の倒壊等被害の大きいと予想される地域を設定した上で、必要な判定士数等について検討、決定をし、その内容を速やかに支援本部（京都府）に連絡する。</u>	・「2018 年度版被災建築物応急危険度判定必携」に準じた項目修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
369	27-3.2.4 <u>判定作業の準備を行う（都市計画部建築指導班）</u> <u>実施本部（都市計画部建築指導班）は、判定作業を可能な限り効率的に実施できるよう以下の体制を整える。</u> <u>（判定作業の実施体制）</u> ア <u>判定区域地図の準備、判定区域の割当</u> イ <u>判定士等の受入調整、名簿の作成、判定チームの編成</u> ウ <u>判定実施マニュアル、調査票、標識、備品等の準備、調達</u> 27-3.2.5 <u>判定士等の輸送手段を確保する（都市計画部建築指導班）</u> <u>実施本部（都市計画部建築指導班）は、関係部等と連携して、判定士等の調査活動に必要な車両（自転車、バイクを含む。）の確保に努める。</u> ⇒ <u>10.5 輸送力を確保する</u> 27-3.2.6 <u>住民への広報を行う（都市計画部建築指導班）</u> <u>実施本部（都市計画部建築指導班）は、被災地の住民に対して、応急危険度判定の実施状況を広報することにより、住民の理解を得るとともに円滑な判定実施を図る。</u> ⇒ <u>4.2 一般広報を行う</u> <u>27-3.2.7 被災建築物の所有者からの建替や改修に係る相談に応じる（都市計画部建築指導班）</u> <u>実施本部（都市計画部建築指導班）は、必要に応じて、被災建築物の所有者から建替や改修に関する相談に応じる。</u> ⇒ <u>4.7 専門相談所を開設・運営する</u> <u>27-3.2.8 被災建築物の所有者からの相談に対応できるよう、建築関係団体への協力要請を行う（都市計画部建築指導班）</u> <u>実施本部（都市計画部建築指導班）は、建築物等の所有者から</u>	27-3.2.4 <u>判定実施計画を策定する（都市計画部建築指導班）</u> <u>実施本部（都市計画部建築指導班）は、被害状況、被災地の状況に基づき、判定実施区域、判定実施期間及び必要判定士数等からなる判定実施計画を策定する。</u> 27-3.2.5 <u>支援本部（京都府）への支援要請を行う（都市計画部建築指導班）</u> <u>実施本部長は、必要に応じて支援本部（京都府）に対して判定士、実施本部員、判定コーディネーターの派遣、判定資機材等の支援要請を行う。</u> ⇒ <u>5.1 他の公共団体等へ応援を要請する</u> 27-3.2.6 <u>判定資機材を手配する（都市計画部建築指導班）</u> <u>実施本部（都市計画部建築指導班）は、判定拠点に必要な数量の判定資機材を輸送する。</u> ⇒ <u>10.5 輸送力を確保する</u> 27-3.2.7 <u>判定コーディネーター及び判定士を配置する（都市計画部建築指導班）</u> <u>実施本部（都市計画部建築指導班）は、判定実施計画に基づき、判定コーディネーター及び判定士を配置する。</u> 27-3.2.8 <u>判定士等の輸送、宿泊所の手配等を行う（都市計画部建築指導班）</u> <u>実施本部（都市計画部建築指導班）は、参集場所から判定拠点などへ判定士等を輸送するに当たり、宿泊場所の確保、食料の準備等の確認を行う。また、これらの情報を取りまとめ、実施本部だけでは準備が困難となる事項について、支援本部（京都府）に連絡し、支援を要請する。</u>	・「2018 年度版被災建築物応急危険度判定必携」に準じた項目修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
369	の相談等に対応できるよう，必要に応じ建築関係団体への協力要請を行う。 ⇒ 5.6 民間企業や防災関係団体へ応援を要請する <u>27-3.2.9 応急危険度判定を実施する（都市計画部建築指導班）</u> <u>実施本部（都市計画部建築指導班）は，応急危険度判定を実施する。</u>	<u>27-3.2.9 判定士等の受入れ・名簿作成を行う（都市計画部建築指導班）</u> <u>実施本部（都市計画部建築指導班）は，参集した判定士等の受入れを行い，名簿を作成する。要請した支援内容に対する不足が認められた場合には，その内容について速やかに支援本部（京都府）に連絡し，追加の支援を要請する。</u> <u>27-3.2.10 判定調査方法のガイダンスを行う（都市計画部建築指導班）</u> <u>実施本部（都市計画部建築指導班）は，判定活動の開始に先立ち，判定士に対する判定調査方法等についてのガイダンスを，判定コーディネーターに行わせる。</u> <u>27-3.2.11 判定業務を開始する（都市計画部建築指導班）</u> <u>実施本部（都市計画部建築指導班）は，判定コーディネーターに対して判定業務を開始するよう指示する。</u> <u>27-3.2.12 判定結果を報告，活用する（都市計画部建築指導班）</u> <u>ア 実施本部（都市計画部建築指導班）は，判定コーディネーターから報告を受けた当日の判定結果をとりまとめ，災害対策本部，支援本部（京都府）へ報告する。</u> <u>イ 実施本部は，特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況について考慮し，現地を再調査するなどの必要な措置をとる。また，特に必要と認めるときは，判定を受けた建築物について立入禁止や使用禁止などの適切な措置をとる。</u> <u>⇒ 3.3 被害情報を報告する</u> <u>27-3.2.13 住民への対応を行う（都市計画部建築指導班）</u> <u>実施本部（都市計画部建築指導班）は，市民に対して，判定実施の理解を得るために，制度の内容や判定の実施状況などについて広報する。</u> <u>⇒ 4.2 一般広報を行う</u>	・「2018年度版被災建築物応急危険度判定必携」に準じた項目修正

平成 3 0 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
3 6 9		<u>27-3. 2. 14 実施本部業務を終了する</u> <u>実施本部（都市計画部建築指導班）は、原則、判定実施計画に基づく実施期間が満了した時点で判定業務を終了する。判定結果の最終集計を災害対策本部及び支援本部（京都府）へ報告し、実施本部を解散する。</u> <u>27-3. 2. 15</u> 被災建築物の所有者からの建替や改修に係る相談に応じる（都市計画部建築指導班） 実施本部（都市計画部建築指導班）は、必要に応じて、被災建築物の所有者から建替や改修に関する相談に応じる。 ⇒ 4. 7 専門相談所を開設・運営する <u>27-3. 2. 16</u> 被災建築物の所有者からの相談に対応できるよう、建築関係団体への協力要請を行う（都市計画部建築指導班） 実施本部（都市計画部建築指導班）は、建築物等の所有者からの相談等に対応できるよう、必要に応じ建築関係団体への協力要請を行う。 ⇒ 5. 6 民間企業や防災関係団体へ応援を要請する	・「2018 年度版被災建築物応急危険度判定必携」に準じた項目修正
3 7 5	30. 5. 2 京都市職員等を派遣する（行財政局 <u>(追加)</u> 、関係局等） （略）	30. 5. 2 京都市職員等を派遣する（行財政局 <u>人事課</u> 、関係局等） （略）	・担当修正

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																						
382	第30節 災害支援 (略) ■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">30.1 災害支援活動の準備をする</td><td>各局等</td><td>30.1.1 災害支援活動に必要な体制等を検討する 30.1.2 体制等の整備を進める</td></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	30.1 災害支援活動の準備をする	各局等	30.1.1 災害支援活動に必要な体制等を検討する 30.1.2 体制等の整備を進める	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	(略)	(略)	(略)	第30節 災害支援 (略) ■ 割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">30.1 災害支援活動の準備をする</td><td>各局等</td><td>30.1.1 災害支援活動に必要な体制等を検討する 30.1.2 体制等の整備を進める</td></tr><tr><td><u>行財政局(防災危機管理室、人事課)</u></td><td><u>30.1.3 関係団体と連携した支援体制等の整備を進める</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	30.1 災害支援活動の準備をする	各局等	30.1.1 災害支援活動に必要な体制等を検討する 30.1.2 体制等の整備を進める	<u>行財政局(防災危機管理室、人事課)</u>	<u>30.1.3 関係団体と連携した支援体制等の整備を進める</u>	(略)	(略)	(略)	・項目追加
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																							
30.1 災害支援活動の準備をする	各局等	30.1.1 災害支援活動に必要な体制等を検討する 30.1.2 体制等の整備を進める																							
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																							
(略)	(略)	(略)																							
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																							
30.1 災害支援活動の準備をする	各局等	30.1.1 災害支援活動に必要な体制等を検討する 30.1.2 体制等の整備を進める																							
	<u>行財政局(防災危機管理室、人事課)</u>	<u>30.1.3 関係団体と連携した支援体制等の整備を進める</u>																							
(略)	(略)	(略)																							
383	30.1 災害支援活動の準備をする 30.1.1 災害支援活動に必要な体制等を検討する（各局等） 災害支援活動に関係する各局等は、速やかに支援対策活動が実施できるよう、平常から必要な体制等を検討する。 30.1.2 体制等の整備を進める（各局等） 各局等は、速やかに支援対策活動が実施できるよう、検討した体制を整備する。 また、市長は適宜、準備状況の確認を行い、必要があるときは支援対策活動に必要な体制等の整備を指示する。 <u>(追加)</u>	30.1 災害支援活動の準備をする 30.1.1 災害支援活動に必要な体制等を検討する（各局等） 災害支援活動に関係する各局等は、速やかに支援対策活動が実施できるよう、平常から必要な体制等を検討する。 30.1.2 体制等の整備を進める（各局等） 各局等は、速やかに支援対策活動が実施できるよう、検討した体制を整備する。 また、市長は適宜、準備状況の確認を行い、必要があるときは支援対策活動に必要な体制等の整備を指示する。 <u>30.1.3 国、府、関係団体と連携した支援体制等の整備を進める（行財政局（防災危機管理室、人事課））</u> <u>行財政局（防災危機管理室、人事課）は、災害発生から速やかに国、府、関係団体と連携した支援体制等の整備を行う。</u>	・項目追加																						

平成30年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
397	3.1.3 物価を監視する（文化市民部） 文化市民部は、消費生活総合センター等に寄せられる通報， <u>物価調査モニター等の協力によって</u> ，物価の実態に関する情報収集に努め，物価を監視する。	3.1.3 物価を監視する（文化市民部） 文化市民部は、消費生活総合センター等に寄せられる通報， <u>京都府，国と連携して</u> ，物価の実態に関する情報収集に努め，物価を監視する。	・文言修正																								
399	第4節 都市施設の災害復旧 ■ 基本方針 公共施設の災害復旧は，災害発生後被災した各施設の原形復旧に併せて，再度被害の発生を防止するため，必要な施設の新設や改良を行うなど，<u>(追加)</u>将来の災害に備えて事業を実施する。 <u>(追加)</u>	第4節 都市施設の災害復旧 ■ 基本方針 公共施設の災害復旧は，災害発生後被災した各施設の原形復旧に併せて，再度被害の発生を防止するため，必要な施設の新設や改良を行うなど，<u>被災施設を所管する各部等により</u>，将来の災害に備えて事業を実施する。 <u>また，災害による被害が甚大であり，まちづくり計画の作成等広域的な復旧事業を行う必要がある場合には，都市計画部長が実施責任者となり，各部等は各種計画に沿って事業を実施する。</u>	・文言修正																								
401	第5節 大規模災害発生時の復旧復興体制（略） ■ 役割分担 <table><tr><th>復旧計画項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>5.1 災害復興本部を設置する</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>総合企画部，<u>(追加)</u>都市計画部</td><td>5.1.3 災害復興本部を運営する</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 5.1 災害復興本部を設置する（略） 5.1.3 災害復興本部を運営する（総合企画部， <u>(追加)</u> 都市計画部） 総合企画部， <u>(追加)</u> 都市計画部は，「災害復興本部」の事務局を設置し，各部，関係機関の協力の下「災害復興本部」を運営する。	復旧計画項目	担 当	分 担 内 容	5.1 災害復興本部を設置する	(略)	(略)		総合企画部， <u>(追加)</u> 都市計画部	5.1.3 災害復興本部を運営する	(略)	(略)	(略)	第5節 大規模災害発生時の復旧復興体制（略） ■ 役割分担 <table><tr><th>復旧計画項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>5.1 災害復興本部を設置する</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>総合企画部，<u>文化市民部，産業観光部</u>，都市計画部</td><td>5.1.3 災害復興本部を運営する</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 5.1 災害復興本部を設置する（略） 5.1.3 災害復興本部を運営する（総合企画部， <u>文化市民部，産業観光部</u> ，都市計画部） 総合企画部， <u>文化市民部，産業観光部</u> ，都市計画部は，「災害復興本部」の事務局を設置し，各部，関係機関の協力の下「災害復興本部」を運営する。	復旧計画項目	担 当	分 担 内 容	5.1 災害復興本部を設置する	(略)	(略)		総合企画部， <u>文化市民部，産業観光部</u> ，都市計画部	5.1.3 災害復興本部を運営する	(略)	(略)	(略)	・担当修正
復旧計画項目	担 当	分 担 内 容																									
5.1 災害復興本部を設置する	(略)	(略)																									
	総合企画部， <u>(追加)</u> 都市計画部	5.1.3 災害復興本部を運営する																									
(略)	(略)	(略)																									
復旧計画項目	担 当	分 担 内 容																									
5.1 災害復興本部を設置する	(略)	(略)																									
	総合企画部， <u>文化市民部，産業観光部</u> ，都市計画部	5.1.3 災害復興本部を運営する																									
(略)	(略)	(略)																									

平成 3 0 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
4 0 2	(災害復興第 3 期の課題) 略	(災害復興第 3 期の検討課題) 略	・ 字句修正